

令和元年度 第8回三和区地域協議会次第

日時: 令和2年2月12日(水)
午後6時30分から
場所: 三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 体育施設の休館日の見直しについて 資料No.1

4 議 題

(1) 令和2年度地域活動支援事業の採択方針等について 資料No.2

(2) 地域協議会活動報告会について 資料No.3

(3) その他

- ・公共交通の三和区再編(案)住民説明会の結果について 資料No.4
- ・地域協議会委員アンケートの実施について 別冊

5 その他

(1) 「地域協議会委員手引き」の配布について 別冊

(2) アフターフォローについて

6 閉 会

三和区体育施設の休館日設定の試行について（報告）

1 目的

市内にある20（後述の表を参照）の体育館のうち、休館日が少ない次の施設について、試行として毎週1回の休館日を設け、施設間の平準化を図るとともに維持管理費を縮減するもの。

対象施設

三和体育館、三和スポーツセンター、三和西部スポーツハウス、清里スポーツセンター、保倉体育館、板倉農業者トレーニングセンター、板倉北部スポーツセンター、牧体育館 計8施設（※教育プラザ体育館は指定管理施設のため契約満了時に見直し）

2 現状

(1) 年度別年間利用者数

施設名	H28年度	H29年度	H30年度	3か年平均
三和体育館	26,694	24,585	25,228	25,502
三和スポーツセンター	15,751	9,518	13,957	13,075
三和西部スポーツハウス	4,157	6,030	5,069	5,085

(2) 曜日別利用状況（平成31年2月～令和2年1月末までの12か月・団体数は令和元年度）

施設名	項目	月	火	水	木	金	土	日	計
三和体育館、三和スポーツセンター	全利用回数	258	254	256	194	227	204	175	1,568
	定期利用団体数	4	3	2	2	2	0	0	13
	定期利用種目	バス2/SPクラブ事業2	テニス2/SPクラブ事業	Jrサッカー/SPクラブ事業	バレーミニバス	テニス/太極拳			
三和西部スポーツハウス	全利用回数	51	47	52	42	61	69	73	395
	定期利用団体数	1	0	1	1	1	0	0	4
	定期利用種目	ソフトバレー		ソフトバレー	卓球	ソフトバレー			
合計	全利用回数	309	301	308	236	288	273	248	1,963
	定期利用団体数	5	3	3	3	3	0	0	17

※ SPクラブ事業：月＝体操、バレー、火＝リンパマッサージ講習、水＝ストリートダンス

3 試行内容

三和区体育3施設は、毎週火曜日を休館日とする。

【理由】

- ① 金・土・日曜日は各種大会及び準備への影響が予想されるため。
- ② 月曜日を休館とした場合、ハッピーマンデー等で祝日となる場合が年間10日前後ある。この場合は、月曜日を開館し、翌日火曜日を休館日とする。このため両曜日に影響が出るため。
- ③ 水曜日定期利用のジュニアサッカーは、区内に代替施設がないため（区内小中学校体育館の壁はサッカーのキックしたボールでは衝撃が大きすぎるため）。
- ④ 木曜日定期利用のミニバスケットボールで使用するタイマー等の機器が配置されている施設は、三和体育館のみであるため。

以上のことから火曜日の定期利用団体に説明し、理解をいただいた。

【火曜日の定期利用団体への説明と結果】

- 三和体育館及び三和スポーツセンター
 - ・午前利用の成人テニス（火曜日と金曜日に 10 人で利用）……火曜日の活動は他施設を利用することをご理解いただいた。
 - ・夜間利用の成人テニス（火曜日に 4 人で利用）……利用する曜日、会場を変更し活動することをご理解いただいた。なお、学校開放について情報提供した。
 - ・スポーツクラブ事業……利用する曜日を変更することをご理解いただいた。
- 三和西部スポーツハウス……火曜日の定期利用団体なし

4 試行期日

令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

5 周知方法

- ・三和体育館・三和スポーツセンター及び三和西部スポーツセンター並びに三和地区公民館への掲示
- ・市のホームページ及び三和区だよりによる周知

6 参考 体育施設の休館日の現状と試行について

地区	施設名	現状の休館日	試験的に追加する休館日	指定管理
三和区	上越市三和体育館	年末年始	毎週火曜日	
三和区	上越市三和スポーツセンター	年末年始	毎週火曜日	
三和区	上越市三和西部スポーツハウス	年末年始	毎週火曜日	
清里区	上越市清里スポーツセンター	年末年始	毎週水曜日	
旧上越市	上越市保倉体育館	年末年始	毎週月曜日	
板倉区	板倉農業者トレーニングセンター	なし	毎週月曜日、年末年始	
板倉区	板倉北部スポーツセンター	なし	毎週月曜日、年末年始	
牧区	上越市牧体育館	毎月第 1 月曜日、年末年始	毎週日曜日 17 時から翌日月曜日 17 時まで	
旧上越市	上越勤労身体障害者体育館	毎月第 4 金曜日、年末年始		○
旧上越市	上越市高田スポーツセンター	毎月第 4 金曜日、年末年始		○
旧上越市	上越市総合体育館	毎月第 4 金曜日、年末年始		○
旧上越市	上越市教育プラザ体育館 (大・小)	年末年始		○
安塚区	上越市安塚 B&G 海洋センター	毎週月曜日、年末年始		
柿崎区	上越市柿崎体育館	毎週月曜日、年末年始		
中郷区	上越市中郷総合体育館	毎週月曜日、年末年始		
吉川区	上越市吉川体育館	毎週月曜日、年末年始		
大潟区	上越市大潟体育センター	毎週月曜日、年末年始		
柿崎区	上越市柿崎総合体育館	毎週火曜日、年末年始		○
大島区	上越市大島多目的ホール	毎週日曜日 17 時から翌日月曜日 17 時まで、年末年始		
浦川原区	上越市浦川原体育館	毎週日曜日 17 時から翌日月曜日 17 時まで、年末年始		

※ 年末年始は 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

※ 現状、板倉農業者トレーニングセンター、板倉北部スポーツセンターは無休

※ この内容については、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年度地域活動支援事業三和区採択方針等

項 目		令和2年度
募集期間		4月1日（水）から4月24日（金） ※土、日曜を除く
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・10/10以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内 ※令和元年度（平成31年度）事業からカウントする。
	上 限	150万円
	下 限	1万円
優先採択方針		6項目（裏面参照）
提案件数の制限		制限しない
プレゼンテーションと ヒアリング		プレゼンテーションを主体としたヒアリングを実施する。必要に応じて現地確認を行うことができる。
審査方法	説明	ヒアリング時に提案者が説明 必要に応じて事務局が補足する場合がある。
	協議	委員全員による協議とする。
	採点	採点票により委員個々に採点する。
	利害 関係者	提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。 提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。
	審査項目	基本審査、三和区の採択方針、共通審査基準
	傾斜配分	なし
	採択ライン (下限点数)の設定	13点（25点満点）
補助対象外		防犯灯等のLED化
採択事業の決定		ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。
追加募集		残額が配分額の5%を目安とし追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。
そ の 他		5万円以上の経費は2者以上の見積書を添付する。

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」** 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」** 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」** 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」** 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」** 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」** 地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

三和区地域協議会活動報告会 及び地域協議会委員公募説明会

日 時：令和2年2月27日（木） 午後6時30分から8時
会 場：三和コミュニティプラザ 3階多目的ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 地域協議会長挨拶
- 3 地域協議会の活動報告
 - ・地域協議会4年間の活動実績・・・資料No.1
- 4 令和元年度地域活動支援事業について
 - (1) 実施概要について・・・資料No.2
 - (2) 事例発表
 - ・小・中学生が「三和を愛する心」を育むための事業
(三和の子どもを「共に」育てる会)
 - ・三和婚活支援事業
(地域を大切に作る会)
 - ・さんわ祭り周年記念事業
(さんわ祭り実行委員会)
 - ・三和で取れた米と野菜で食育活動事業
(三和食育の会)
 - ・三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業
(NPO 法人 さんわスポーツクラブ)
- 5 令和2年度地域活動支援事業について・・・資料No.3、資料No.4
- 6 地域協議会委員の公募について・・・資料No.5
- 7 閉 会

三和区地域協議会 活動報告書

H28.4～R2.4

地域自治区とは・・・

市民の皆さんが共通の課題を身近に感じ、解決するために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位に、旧町村単位に 13、合併前の上越市に 15 の地域自治区を設置しています。



1 地域協議会とは

各区に設置している地域協議会は、各区の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題や活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、地域の団体等と連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えることを行う機関です。

2 地域協議会の主な役割

◆自主的審議事項に関すること

地域自治区の区域における課題等について自主的な判断でテーマを決めて話し合います。審議した結果は、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

◆地域活動支援事業に関すること

地域活動支援事業とは、各区に配分された予算の範囲内で、地域の課題解決や活力向上向け、住民の自発的・自主的な活動を推進するため、事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。

各地域協議会では、優先して採択する事業、補助金の補助率や上限・下限、審査の配点などを定めるとともに、提案された事業の審査を行います。

◆諮問事項に関すること

市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について、「住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

地域協議会では、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。

話し合いの中で必要と判断した場合は、関連する事項として意見を付け加える(附帯意見)ことができます。

◆その他

市の施策に関する全体研修、先進地等の視察、地域の住民や活動団体の皆さんとの意見交換などを行います。

3 地域協議会の活動状況

■地域協議会の開催状況(平成28年5月～令和2年2月)・・・別紙1

	開催回数	諮問数	答 申		自主的審議事項	
			答申数	附帯意見等の数	新たな自主的審議事項	意見書数
平成28年度	9	0	0	0	0	0
平成29年度	9	0	0	0	0	0
平成30年度	9	0	0	0	0	1
令和元年度	9(予定)	1	1	1	0	0
合計	36	1	1	1	0	1

■自主審議事項の一覧・・・別紙2、地域協議会だより

協議年度	自主的審議事項	備 考
平成27年度 ～平成30年度	三和区小学校のあるべき姿について	平成31年3月25日意見書提出 平成31年4月26日回答

※前委員が平成28年3月24日の地域協議会で自主的審議事項とすることを決定し、現委員が引き継いだ。

■地域活動支援事業について・・・事例集

	申請		実績	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
平成28年度	21	12,121	12	5,886
平成29年度	14	7,355	13	6,025
平成30年度	17	6,930	15	5,587
令和元年度	14	5,795	13	5,440
合計	66	32,201	53	22,938

※三和区配分額：各年6,100千円

※令和元年度の実績については見込み

■諮問事項と答申状況

年度	号	諮問事項	担当課
令和元年度	72	三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について	スポーツ推進課

■地域協議会だよりの発行

地域協議会の審議の内容や活動の様子を住民の皆さんへお知らせするため、広報紙を発行しています。

年度	回数
平成 28 年度	3 回
平成 29 年度	1 回
平成 30 年度	3 回
令和元年度	3 回 (予定)

■三和区地域協議会委員名簿

氏 名	住 所
松 井 孝 (会長)	岡田
金 井 茂 康 (副会長)	水吉
飯 田 英 利	川浦
江 口 一 秋	神明町
小 林 則 子	錦
江 口 晃	越柳
高 橋 鉄 雄	今保
田 辺 敏 行	井ノ口
星 野 幸 雄	神明町
松 井 隆 夫	沖柳
丸 山 孝 明	塔ノ輪
宮 沢 和 一	北代
森 由 美	野
渡 邊 政 則	稲原

三和区地域協議会 開催状況一覧（現委員）

◆平成 28 年度

会議名	開催日時	主な内容
任命書交付式	5月10日（火） 18：30～20：30	・任命書交付
第1回地域協議会	5月13日（金） 13：30～16：50	・会長及び副会長の選任について ・地域協議会の権限及び運営等について
自主的な勉強会	5月16日（月） 18：30～20：30	・地域活動支援事業の審査について
第2回地域協議会	6月2日（木） 13：30～15：05	・地域活動支援事業について
第3回地域協議会	6月8日（水） 13：30～15：35	・地域活動支援事業の審査について ・地域活動支援事業（追加募集）について
第4回地域協議会	7月29日（金） 13：30～15：00	・地域活動支援事業（追加募集）の審査について ・自主的審議事項について ・視察研修について
視察研修	9月7日（水） 14：00～15：30	・浦川浦区小学校の在り方に係る取組について （浦川原区地域協議会）
第5回地域協議会	9月29日（木） 13：30～16：05	・地域活動支援事業（3次募集）の審査について ・自主的審議事項について
第6回地域協議会	11月30日（水） 13：30～16：00	・三和区宮崎新田地内の残置廃棄物現場を視察 ・地域協議会会長会議の概要について ・平成28年度冬期道路交通確保除雪計画について ・平成28年度採択地域活動支援事業の変更承認について ・自主的審議事項について ・平成29年度地域活動支援事業の採択方針等について
第7回地域協議会	12月20日（水） 15：00～16：17	・自主的審議事項について ・平成29年度地域活動支援事業の採択方針等について
第8回地域協議会	2月1日（水） 13：30～16：10	・平成29年度地域活動 ・自主的審議事項について
地域活動支援事業団体との意見交換会	3月14日（火） 13：56～15：40	・平成28年度地域活動支援事業の活動報告 ・平成29年度地域活動支援事業の採択方針等について
第9回地域協議会	3月28日（火） 13：30～15：25	・平成28年度地域活動支援事業アフターフォロー結果について ・平成29年度地域活動支援募集要項等について ・自主的審議事項について

三和区地域協議会 開催状況一覧（現委員）

◆平成 29 年度

会議名	開催日時	主な内容
第 1 回地域協議会	4 月 26 日 (水) 15 : 30～16 : 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議事項について ・ 地域活動支援事業の審査日程について
第 2 回地域協議会	5 月 25 日 (木) 15 : 00～18 : 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援事業のプレゼンテーションについて ・ 地域活動支援事業の審査について
第 3 回地域協議会	7 月 14 日 (金) 18 : 30～20 : 06	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援事業追加募集のプレゼンテーションについて ・ 地域活動支援事業追加募集の審査について ・ 三和区宮崎新田市有地内残土産業廃棄物撤去業務に係る委託業者の決定について（報告）
委員研修会	8 月 7 日 (月) 18 : 25～19 : 55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の適正配置等について （講師：市教育委員会）
第 4 回地域協議会	9 月 8 日 (金) 18 : 30～20 : 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援事業 3 次募集のプレゼンテーションについて ・ 地域活動支援事業 3 次募集の審査について ・ 自主的審議事項について
第 5 回地域協議会	10 月 5 日 (木) 18 : 30～19 : 33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員研修について
自主的な勉強会	10 月 5 日 (木) 19 : 42～20 : 45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議事項について
委員研修会	11 月 17 日 (金) 15 : 00～17 : 03	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会の現状と課題（講師：自治・地域振興課） ・ 人口、世帯数の動向から考える三和区の将来 （講師：上越市創造行政研究所）
第 6 回地域協議会	11 月 28 日 (火) 17 : 00～16 : 35	<ul style="list-style-type: none"> ・ よしだの谷内の自然環境保全地域への指定検討について（報告） ・ 宮崎新田市有地内残置廃棄物撤去について（報告）他 ・ 平成 30 年度地域活動支援事業の採択方針等について
第 7 回地域協議会	1 月 16 日 (火) 17 : 00～18 : 52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度地域活動支援事業の採択方針等について
自主的な勉強会	1 月 16 日 (火) 18 : 00～18 : 55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議事項について
第 8 回地域協議会	2 月 27 日 (火) 18 : 30～19 : 36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多能浄水場の廃止計画について（報告） ・ 平成 29 年度地域活動支援事業の活動報告
自主的な勉強会	2 月 27 日 (火) 19 : 40～20 : 33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議事項について
地域活動支援事業 活動報告会の開催	3 月 15 日 (木) 18 : 30～20 : 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度地域活動支援事業の活動報告 ・ 平成 30 年度地域活動支援事業の採択方針等について
第 9 回地域協議会	3 月 28 日 (水) 18 : 30～19 : 03	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度地域活動支援事業審査日程等について
自主的な勉強会	3 月 28 日 (水) 19 : 10～20 : 05	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議事項について

三和区地域協議会 開催状況一覧（現委員）

◆平成 30 年度

会議名	開催日時	主な内容
第 1 回地域協議会	4 月 26 日 (木) 16 : 30 ~ 17 : 06	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の審査日程について ・平成 29 年度地域活動支援事業のアフターフォローについて
第 2 回地域協議会	5 月 11 日 (金) 15 : 00 ~ 19 : 20	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業のプレゼンテーションについて ・地域活動支援事業の審査について ・自主的審議事項について
第 3 回地域協議会	7 月 12 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 15	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業追加募集のプレゼンテーションについて ・地域活動支援事業追加募集の審査について ・次期総合公共交通計画の策定に係る取組について（報告）
自主的な勉強会	7 月 12 日 (木) 20 : 20 ~ 21 : 35	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の適正配置に当たっての今後の方向性（教育委員会を講師に勉強会） ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした手法等の検証、検討について
第 4 回地域協議会	9 月 7 日 (金) 18 : 30 ~ 20 : 00	<ul style="list-style-type: none"> ・多能浄水場の廃止について（報告） ・宮崎新田市有地内残置廃棄物処理の終了について（報告） ・地域活動支援事業 3 次募集のプレゼンテーションについて ・地域活動支援事業 3 次募集の審査について ・自主的審議事項について ・委員研修（視察）について
自主的な勉強会	9 月 7 日 (金) 20 : 05 ~ 20 : 55	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的審議事項について ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした手法等の検証、検討について
第 5 回地域協議会	10 月 23 日 (火) 18 : 30 ~ 20 : 01	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎新田市有地内残置廃棄物撤去に伴う現場作業の官僚について（報告） ・自主的審議事項について ・三和中学生との意見交換会について
第 6 回地域協議会	11 月 29 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 42	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度冬期道路交通確保除雪計画について（報告） ・自主的審議事項について ・三和中学生との意見交換会について ・平成 31 年度地域活動支援事業の採択方針等について
第 7 回地域協議会	1 月 24 日 (木) 18 : 30 ~ 21 : 25	<ul style="list-style-type: none"> ・三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部改正について（報告） ・事務事業評価の実施について（報告） ・自主的審議事項について ・三和中学生との意見交換会について ・平成 31 年度地域活動支援事業の採択方針等について
三和中学生徒との意見交換会	1 月 25 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・三和中学 2 年生と地域についてワークショップ

三和区地域協議会 開催状況一覧（現委員）

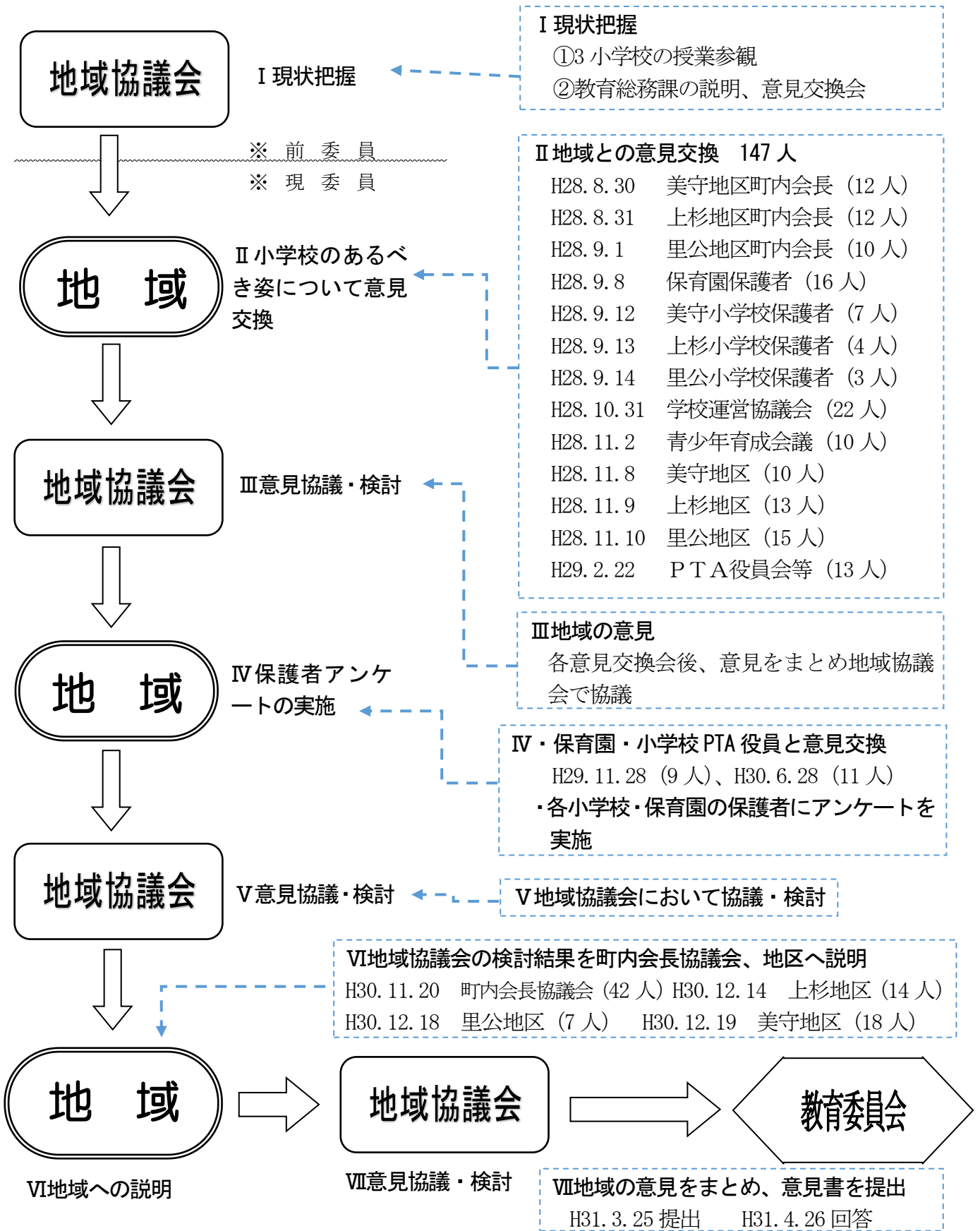
第8回地域協議会	2月25日（月） 18：30～19：48	・自主的審議事項について
地域活動支援事業 活動報告会	3月13日（水） 18：00～19：56	・平成30年度地域活動支援事業の活動報告 ・平成31年度地域活動支援事業の採択方針等について
第9回地域協議会	3月25日（月） 18：30～19：48	・第6次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について（報告） ・自主的審議事項について ・平成31年度地域活動支援事業審査日程等について

◆令和元年度

会議名	開催日時	主な内容
第1回地域協議会	4月25日（水） 16：30～17：03	・地域活動支援事業の審査日程について ・平成30年度地域活動支援事業のアフターフォローについて
第2回地域協議会	5月16日（木） 15：00～19：20	・三和区小学校のあるべき姿に関する意見書の回答について（報告） ・地域活動支援事業のプレゼンテーションについて ・地域活動支援事業の審査について ・三和中学校生徒との意見交換会のまとめについて
第3回地域協議会	7月11日（木） 18：00～19：48	・総合事務所の時間外受付の見直し（案）について（報告） ・地域課題の把握方法について ・消防団の適正配置について（その他）
第4回地域協議会	9月19日（金） 18：30～20：46	・多能浄水場からの正善寺浄水場への水道切替えについて（報告） ・保育園の民営化について（報告） ・三和ネイチャーリングホテル米本陣における休館日等の変更について（報告）他 ・地域課題の把握方法について
第5回地域協議会	10月30日（水） 18：30～21：34	・三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について（諮問） ・公の施設の使用料改定について（報告） ・公の施設の再配置の取組について（報告） ・次期総合公共交通計画の策定について（報告）
自主的な勉強会	11月18日（水） 18：30～20：11	・地域の課題についてフリートーク
第6回地域協議会	11月26日（火） 18：30～20：13	・令和元年度冬期道路交通確保除雪計画について（報告） ・総合事務所の時間外受付の見直しについて（報告） ・三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について（通知） ・地域の課題について
自主的な勉強会	12月18日（水） 18：30～20：11	・地域の課題についてフリートーク

三和区地域協議会 開催状況一覧（現委員）

第7回地域協議会	1月16日（木） 18：30～20：56	<ul style="list-style-type: none"> ・越柳地区研修センターの廃止について（報告） ・三和北部地区農業振興センターの廃止について（報告） ・水源保護地域の一部解除について（報告）他 ・令和2年度地域活動支援事業の採択方針等について ・地域の課題について
第8回地域協議会	2月12日（水） 18：30～	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の休館日の見直しについて（報告） ・地域協議会活動報告会等について
地域協議会活動報告会ほか（予定）	2月27日（木） 18：30～20：00	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会活動報告 ・令和元年度地域活動支援事業活動報告 ・令和2年度地域活動支援事業の採択方針等について ・委員公募について
第9回地域協議会（予定）	3月 日（ ）	未定



【意見書の内容】

- ・地域住民の意向を十分考慮した上で、三和区内の子どもたちがより良い教育環境で学べるよう、三和区内の小学校 1 校化を早期に実現することを望む。

No	事業の名称	団体等の名称	採択額(単位:千円)		事業内容の概要	実績額(単位:千円)	
			事業費	補助金交付決定額		事業費	補助金確定額
1	三和区スポーツ活動振興事業	三和クラブ(青年野球クラブ)	893	892	幅広い年代が活動するクラブの劣化したユニフォーム(Tシャツ)を新調し、選手の野球に対する機運を更に醸成させる。また、継続して三和ジュニアへの技術指導等の支援を行うことで、子どもたちの健康増進を図り、選手の育成に取り組む。	893	892
2	三和ウォッチング事業	三和まなびの会	80	80	地域の文化財等について講師を招いて現地研修やセミナーを開催し、現状を知り知識を深めるとともに、若い人の興味・関心の喚起につなげる。	81	80
3	小・中学生が「三和を愛する心を育む」ための事業	三和の子どもを「共に」育てる会	861	861	「同和教育」などの講演会の開催や、さんわ祭りの取組等を通じ、児童・生徒の豊かな心を育み、地域とのつながりを深めることにより、将来の地域社会を担う人材育成に寄与する。	861	861
4	三和婚活支援事業	地域を大切に作る会	151	120	男女の出会いのきっかけを作るため、婚活パーティーを開催・支援し定住人口の増加を図る。	139	120
5	輝く三和の食材「箸やすめ」事業	地域を大切に作る会	217	176	三和区の食材を使用した調理実習を開催し、専門家からアドバイスを受けながら、三和区の特産品を作成する。また、三和区の食について、次世代に伝承する。	217	176
6	屋外イベント出演者の暑さ対策事業	NPO法人三和区振興会	599	590	イベント用大型テントを購入することにより、出演者の防暑対策を行う。また、他のイベントや町内会等の各団体への無償利用が拡充され、地域の活性化に資する。	600	590
7	さんわ祭り周年記念事業	さんわ祭り実行委員会	1,918	719	さんわ祭り5周年の記念事業の一つとして、歌謡ショーを開催し、地域住民の一体感を醸成する。	2,088	719
8	伝統芸能の維持・継承と子供の健全育成事業	岡田町内会まちづくり協議会	50	49	岡田地区の伝統芸能「春駒」、「手踊り」を次世代に継承・維持するため、練習用の駒頭とササラを整備し、地域の活性化を図るとともに子どもを地域全体で育てようとする機運を高め、健全育成に寄与する。	50	49
9	高齢者いきがい支援事業(とくめき広場)	三和区老人クラブ連合会	362	362	講演会を開催し、高齢者の生きがいづくり、絆づくり、健康増進を図る。	364	362
10	三和で採れた米と野菜で食育活動事業	三和食育の会	149	128	三和の食材や無添加で伝統的な調味料を使用した料理教室等を開催し、三和の食材の良さや食の大切さを知ってもらい、郷土料理を広めることで、地域活性化、健康維持を図る。	149	128
11	三和の子どもたちの健やかな成長を支援する事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	1,317	1,043	運動部で活動する中学生に対して効果的な運動や栄養などの専門的な学びの機会を提供するとともに、休日等の部活動に地域の指導者を派遣することによって部活動を支援し、地域とのかかわりを深め、教職員の負担軽減を図る。	1,317	1,043
12	スポーツ競技カアップと人材育成事業	NPO法人さんわスポーツクラブ	323	322	プロジェクターの購入により、講習会やプレゼン、競技力のスキルアップが図られるとともに、地域活性化や人材育成に寄与する。	323	322
13	三和ジュニア野球活性化事業	三和ジュニア野球	99	98	野球用具を更新することで、地域のスポーツ振興及び子どもたちの健全育成を図り、子どもたちの活動を通して地域の活性化に繋げる。また、地域に支えられていることを学び感謝する気持ちを育み、地域を誇れる人間形成に資する。	99	98
配分額(単位:千円)	6,100	差引	7,019	5,440		7,181	5,440

三和区地域協議会委員による「アフターフォロー」結果						
アフターフォロー担当者	調査日時	事業実施結果または成果	事業終了後における事業継続性、自立性及び発展性	備品購入	総合評価	
渡邊委員 飯田委員	令和2年1月19日 15:30～16:00	○	○	○	・ユニフォームの更新及び備品の購入により上越市野球大会への参戦に向けた士気高揚が図られている。 ・同クラブが技術指導している「三和ジュニア」の子どもたちにも野球に対する姿勢や行動規範が更に健やかに醸成している。 ユニフォームや備品の収納管理も適正で、丁寧に使用して継続的に活用していく姿勢を確認した。	
森委員 江口一秋委員	令和元年11月14日 9:00～9:50	○	○	-	・セミナーと現地見学会ともに計画通り実施されている。また、参加者からの質問も多く、関心をもたれたことは評価できる。 ・今後も活動を継続され多くの人に地域を知ってもらえることを期待する。	
宮沢委員 小林委員	事業完了予定が1月末日のため未実施					
丸山委員 江口 晃委員	令和元年12月23日 18:30～19:15	○	○	-	・11月27日婚活パーティーを米本陣ログハウスにて開催(男性7名、女性5名) ・今年で4回目の活動となり、実績も少しずつではあるが確実に上がってきている。定住人口の増加に結び付く重要な活動であり、参加者募集のご苦勞もあるが次年度以降も継続した活動の実施を望む。	
松井隆夫委員 高橋委員	事業完了予定が3月末日のため未実施					
星野委員 田辺委員	令和元年11月12日 15:00～16:00	○	○	○	・出演者の暑さ対策には一定の効果があったと思われる。 ・テントの記録写真により購入物品を確認した。 ・毎回のまつりイベントに使用して、出演者の健康管理に気を配り、さんわ祭りを盛り上げてほしい。	
田辺委員 松井会長	令和元年11月12日 15:00～16:00	○	○	-	・実行委員の皆さんに感謝します。次回の開催に期待します。	
高橋委員 星野委員	令和元年11月27日 17:00～18:00	○	○	○	・備品については適切に管理されている。 ・地元に残らず近隣に出向き、他団体との協演など積極的な取り組みが行われている。 ・小中学生への指導など若手育成に力を入れ、三和区を代表する伝統芸能団体としての自覚が感じられた。 ・多くの地域芸能が先細りしていく中で、確かな取り組み、まちづくりを行っていることをうれしく思う。新たな発表の場でより多くの人々に披露していただくことを期待する。	
江口 晃委員 松井隆夫委員	令和2年1月21日 14:30～16:00	○	○	-	・計画時の目標150名が180名の参加があった。120%の増の参加で1人平均2千円の費用である。案内チラシのみではなく、単位老人クラブの責任者等に会長が参加の呼びかけを行ったことは評価できる。 ・事業の実施に対して関係者及び事務局の無駄のない資金利用の工夫を評価する。 ・次年度は老若を問わず全区民対象として、見る・聞く・笑うのイベント企画を要望する。	
小林委員 丸山委員	事業完了予定が1月末日のため未実施					
江口一秋委員 宮沢委員	事業完了予定が3月末日のため未実施					
飯田委員 森委員	令和元年11月27日 19:00～21:00	○	○	○	・高額な機材のそれに見合う効果と利便性を確認できた。 ・十分な光量と至近距離での投影、パソコンに接続することで、動画やマーカー(色分け)など多彩な機能を用いて、可視化による指導や作戦(フォーメーション)、プレゼンテーションなど積極的、継続的に利用できる理解した。	
金井副会長 渡邊委員	令和2年2月2日 16:00～16:30	○	○	○	・多くの試合、練習試合などで事業評価を上げることが出来ていた。 ・現在の部員数は10名で今後は新部員の確保に努めていくとのこと。 ・購入備品は、適切に管理され、今後10年位は使用できる。 ・子どもたちがのびのびと楽しく活動することを期待したい。	

◎令和元年度三和区分額:6,100千円 採択額:13事業 5,440千円 配分残額:660千円

○当初募集 提案:14事業 採択:13事業 採択額:5,440千円
○追加募集 提案:0事業

※ この内容については、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年度地域活動支援事業三和区採択方針等

項 目		令和2年度
募集期間		4月1日（水）から4月24日（金） ※土、日曜を除く
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・10/10以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内 ※令和元年度（平成31年度）事業からカウントする。
	上 限	150万円
	下 限	1万円
優先採択方針		6項目（裏面参照）
提案件数の制限		制限しない
プレゼンテーションと ヒアリング		プレゼンテーションを主体としたヒアリングを実施する。必要に応じて現地確認を行うことができる。
審査方法	説明	ヒアリング時に提案者が説明 必要に応じて事務局が補足する場合がある。
	協議	委員全員による協議とする。
	採点	採点票により委員個々に採点する。
	利害 関係者	提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。 提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。
	審査項目	基本審査、三和区の採択方針、共通審査基準
	傾斜配分	なし
	採択ライン (下限点数)の設定	13点（25点満点）
補助対象外		防犯灯等のLED化
採択事業の決定		ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。
追加募集		残額が配分額の5%を目安とし追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。
そ の 他		5万円以上の経費は2者以上の見積書を添付する。

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」** 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」** 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」** 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」** 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」** 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」** 地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

提案の事前相談の受付について

相談期間：3月2日（月）から

3月31日（火）まで

相談場所：三和区総合事務所

※提案を希望される団体は、できるだけ事前にご相談ください。（土・日曜日、祝日は除きます。）

令和2年度地域活動支援事業の概要（案）

令和2年2月○日現在

1 事業の目的

- 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進します。

2 対象事業、実施方法

(1) 対象事業

- 「地域の課題解決や活力向上のために、地域住民が自発的・主体的に行う地域活動」を対象とします。
- ただし、次の事業は対象外となります。
 - ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・公序良俗に反する事業
 - ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
 - ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業
- 三和区で補助の対象としない事業
 - ・防犯灯等のLED化事業（新設・更新を含む）

(2) 実施方法

① 事業の内容

- 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付するもの

② 事業の提案者

- 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

③ 補助率等

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

【三和区の場合】 ・補助率：10/10以内（同一団体同一事業は、採択3回目から8/10以内
令和元年度（平成31年度）事業からカウント）
・補助金額の上限額：150万円 下限額：1万円

※事業内容や審査の結果により、補助金額の減額、調整を行う場合があります。

④ 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。
- 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・会議の時のお茶代・菓子代
 - ・金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とする。）
 - ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

【留意事項】

- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

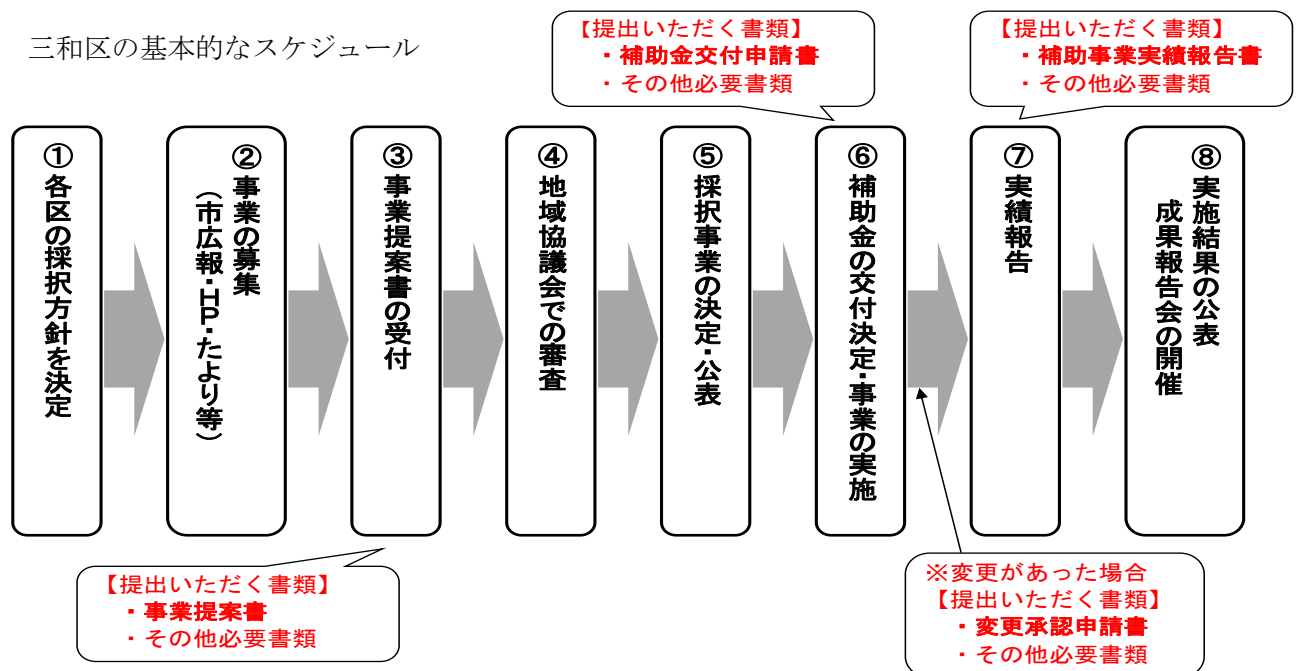
3 応募方法

(1) 応募期間

- 応募期間（予定） 令和2年4月1日（水）から令和2年4月24日（金）
（土曜日、日曜日を除く。）

【フロー図（事業実施の流れ）】

三和区の基本的なスケジュール



※提案された事業についてプレゼンテーションを主体としたヒアリングを行う予定です。

【相談・問合せ先】

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ（電話 025-532-2323 内線 215）

※この内容については、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

地域協議会委員 公募の手引き

地域のことを 地域で考え 地域で実践する

地域協議会



地域協議会での審議



地域課題の解決に向けた現地視察



地域住民との意見交換



まちづくりをテーマに中学生とワークショップ



地域協議会って何をするとところ？

市内28の地域自治区にそれぞれ設置している地域協議会では、さまざまな立場の住民の皆さん同士が、地域で課題となっていることについて、より良い解決策を導き出すための話し合いを行っています。地域協議会の委員は、お住まいの区内に住所がある25歳以上(一部制限あり)の人がなることができます。

話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会は、どなたでも傍聴可能です。お気軽にご来場ください。会議の開催日程や場所は、市のホームページをご覧ください。また、地域協議会の活動状況は、市のホームページに掲載している各区の「地域協議会だより」や会議録をご覧ください。

上越を彩る28色のまちづくり
地域自治区

～新しい地域協議会委員を募集します～

公募期間 **3月9日(月)～3月22日(日)**

受付場所 お住まいの区の総合事務所 または まちづくりセンター
※公募の手引きと応募書類は、受付場所で配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。

令和2年2月
上越市

地域協議会について

Q. 1 地域協議会とは？

身近な地域の課題について、さまざまな立場の住民の皆さんが、より良い解決策を導き出すための話し合いを行う組織です。その話し合いの結果をもとに、地域で活動する団体等との連携・協力により、地域が主体となって解決に向けて取り組むほか、地域で対応できないことは市政での実現を求めるため、意見書という形で伝えることもできます。

なお、地域協議会は、市内 28 の地域自治区にそれぞれ設置しています。

地域自治区 … 当市では、法律と条例に基づき設置し、より多くの市民の皆さんから「身近な地域」として関心を高めていただけるように設けた「区域」のこと。（「〇〇区地域協議会」の「〇〇区」が地域自治区の名称）

Q. 2 地域協議会は、どんなことをしているの？

① 地域協議会で決めたテーマについて話し合いをしています。（自主的審議事項）

地域住民との意見交換会などで寄せられた区内の課題の中から地域協議会が自らテーマを決めて、より良い解決策を話し合います。

② 市長から意見を求められたことについて話し合いをしています。（諮問事項）

区内の集会施設等の「公の施設」の設置や廃止などについて、市長から意見を求められたときは、「地域住民の生活にどのような影響があるか」という観点で話し合います。

③ 地域活動支援事業に提案された事業を審査しています。

地域活動支援事業とは、地域の課題解決や活力向上に向けた事業に必要な経費を実施団体に補助する市の制度で、地域自治区ごとに予算額が決まっています。各地域協議会は、「提案された事業が地域の課題解決に効果があるか」などの視点で審査します。

Q. 3 会議はどのくらい開催しているの？

開催時間は各地域協議会で決めています。平日の夕方に開催している地域協議会が多いですが、平日の午後で開催している地域協議会もあります。これまでは、おおむね月 1 回開催されています。

会議のほかに、地域住民との意見交換会や話し合いにいかすための委員研修などを行っている地域協議会もあります。

《地域協議会開催の様子》



地域協議会の詳しい説明は、『地域協議会委員の手引き』をあわせてご覧ください。
『地域協議会委員の手引き』は、受付場所で配布しているほか、市のホームページからもご覧いただけます。

Q. 4 地域協議会委員についてくわしく知りたい！

◇ **どんな人がなれるの？**  詳しくは、4 ページ「(3) 応募資格」を参照

議員、常勤の公務員などを除き、その区で暮らしている 25 歳以上の人が応募することができます。委員経験者も応募することができます。

◇ **任期は？**

4 年間です。今回は、令和 2 年 4 月 29 日から令和 6 年 4 月 28 日までの委員を募集します。

◇ **委員の人数は？**

各区の人口に応じて決められています。

区名	人数
諏訪区、津有区、三郷区、高士区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、清里区、名立区	12 人
新道区、和田区、柿崎区、大潟区、頸城区、板倉区、三和区	14 人
金谷区	16 人
直江津区、有田区	18 人
高田区、春日区	20 人

◇ **職の位置付けは？**

上越市の非常勤特別職となります。

地域協議会の会議中や、会議に向かう途上の事故等については、市の条例※に定める範囲で補償されます。 ※議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

◇ **報酬は？**

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬としています。なお、交通費相当額として、会議 1 回につき 1,200 円をお支払いします。

Q. 5 委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありませんが、次のような考えを持っている人からの応募をお待ちしています。

○ **地域のことを考え、地域のために頑張ることができる**

地域全体の人が幸せになるためには、どういう結論を出したらよいか考え、地域で活動していくことができる人

○ **建設的なものの考え方ができる**

相手の言っていることをよく聴き、建設的に話が進むように発言できる人

○ **住民目線でものを考えることができる**

専門的知識を持たなくても、地域住民の目線でものを考えることができる人

地域協議会委員の公募

(1) 公募期間等

① 公募期間

令和2年3月9日(月)～3月22日(日)の間で公募を行います。
(土日祝日を含む14日間)

※ 受付時間は午前8時30分～午後5時です。

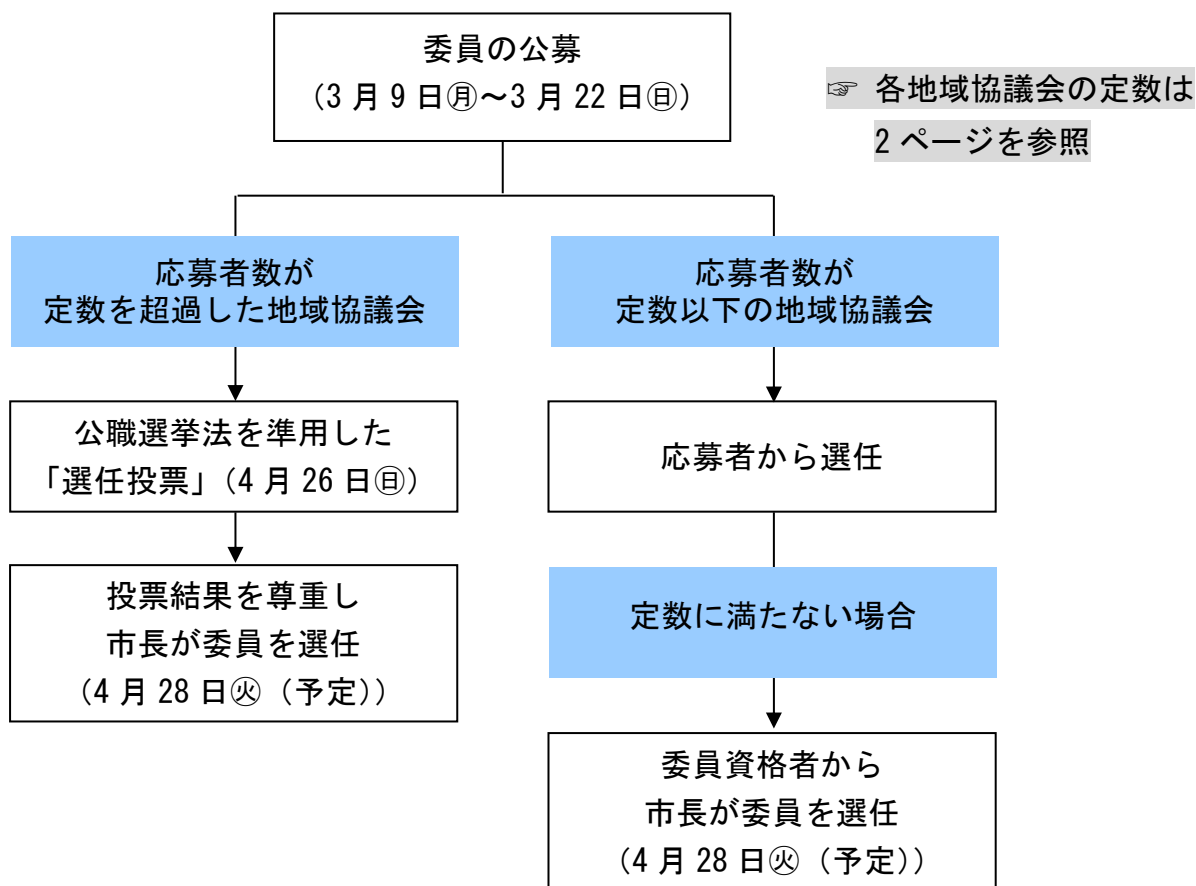
② 選任投票実施日(応募者数が定数を超えた場合のみ実施)

令和2年4月26日(日)を予定しています。

※ 上越市議会議員選挙と同日です。

※ 選任投票を行う地域協議会の委員候補者を対象に、選任投票に係る説明会を行います。(説明会は3月29日(日)午前を予定しています。対象者には別途連絡します。)

(2) 委員の選任の流れ



(3) 応募資格

◇ 次の①と②のいずれにも該当する人は、どなたでも**応募することができます**。

① 応募する地域協議会が置かれている地域自治区内に住所がある人

※ 住所は、住民票に記載される住所となります。

② 上越市議会議員選挙の候補者となる要件を満たす人

※ ただし、公務員のうち臨時又は非常勤の人は一部を除き、公務員の立候補制限を適用しないため、応募することができます。

◇ 次の①～④のいずれかに該当する人は、**応募することができません**。

① 公職選挙法第9条、第10条、第11条、第11条の2及び第252条の規定により被選挙権を有しない人等^(※1)

② 公職選挙法第89条に定める「公務員の立候補制限」を受ける主に常勤、一般職の公務員の人。また、上越市の非常勤職員で、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則に定める一部の職の人^(※2)

③ 令和2年3月9日(月)～選任日(4月28日(火))を予定)までの間に、衆議院議員、参議院議員や、地方公共団体の議会の議員、又は長の選挙の候補者となった人

④ 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人

(※1) 被選挙権を有しない人等

- ・ 日本国籍を有しない人
- ・ 4月26日(日)(選任投票実施予定日)現在において満25歳未満の人、又は上越市内に引き続き3か月以上住所を有していない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人、又はその執行を受けることがなくなるまでの人(刑の執行猶予中の人を除く)
- ・ 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後10年間を経過しない人。又は刑の執行猶予中の人
- ・ 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- ・ 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人

(※2) 地域協議会委員に応募できない市の非常勤職員

- ・ 上越市教育委員会の委員 ・ 上越市選挙管理委員会の委員 ・ 上越市監査委員
- ・ 非常勤の職員の任用等に関する規則別表第2に掲げる施設の長
(例) 教育センター所長、幼稚園長など
- ・ 上越市地域協議会委員の選任に関する条例第4条第1項に規定する選任投票が行われる地域自治区の区域内の同条例第8条に規定する投票資格者である指定病院等における不在者投票の外部立会人

(4) 応募方法

◇ 所定の応募書類に必要事項を記入し、公募の受付期間に指定の受付場所（裏表紙参照）へ**本人が直接提出**してください。

※ 受付の際に本人確認を行いますので、**本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）**を持参してください。

- ・いずれか1点必要なもの
官公署発行の顔写真付きのもの（上記のほか、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）等）
- ・いずれか2点必要なもの
健康保険証、介護保険の被保険者証、各種年金証書、預金通帳、民間企業の社員証等

※ 必ずお住まいの区域の受付場所へ応募書類を提出してください。

◇ 公募の受付期間等は次のとおりです。

① 受付期間

令和2年3月9日（月）～3月22日（日）

② 受付時間（全ての受付場所共通）

午前8時30分～午後5時

※ 土曜日、日曜日及び祝日も同じ時間で受付を行います。

注意

3月18日（水）の中部まちづくりセンター（市民プラザ内）に限り、市民プラザの休館日と重なるため、例外的に午前8時10分から午後4時40分まで受付を行います。

③ 受付場所

裏表紙を参照してください。

◇ 応募の際には、次の①と②の書類の提出が必要となります。

- ① 地域協議会委員候補者届出書（第1号様式）
- ② 宣誓書（第2号様式）

◇ 選任投票が行われる際に、告示、公報、投票記載所の氏名等の掲示に、本名に代えて通称名の使用を希望する場合には、次の書類の提出が必要となります。

- 通称認定申請書（第3号様式）

.....

▼ 応募書類は、受付場所（裏表紙参照）で配布しているほか、上越市のホームページからダウンロードすることもできます。

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/jichi-chiiki/bosyuu.html>

(5) 応募状況の公表

◇ 応募状況については、**応募人数に限り**公表します。

- ① 市ホームページで、各日の午後 5 時現在の応募状況を午後 6 時頃にお知らせします。
- ② 受付時間内に、受付場所（各総合事務所、各まちづくりセンター）または自治・地域振興課までお問い合わせください。

(6) 応募の取下げ

- ◇ 応募の取下げについては、**公募期間の受付時間内に限って**受け付けます。**公募期間を過ぎてからは取下げできません**のでご注意ください。
- ◇ 取下げを行う場合、指定の受付場所へ**本人が直接**取下げの意思を記した文書（様式は任意）を提出してください。

(7) その他

- ◇ 公職選挙法を準用していることから、**委員に選任された方のみ**、告示、市のホームページ、報道機関への情報提供等により、**氏名と住所が公開**されます。
- ◇ ただし、選任投票が行われる場合は、上記に関わらず、選任投票公報等を通じて選任投票の候補者となった応募者の氏名等が公表されます。



▼ 地域協議会委員募集に関する情報はこちらでもご覧いただけます。

上越市 地域協議会委員 募集

検索

または



《 受付場所 》

※ 必ずお住まいの区域の受付場所へ応募書類を提出してください。

お住まいの区域	受付場所	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (福祉交流プラザ内)	上越市寺町 2-20-1 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター (市民プラザ内)	上越市土橋 1914-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	上越市中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

お問い合わせ



上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電話 (025) 526-5111 (内線 1584) FAX (025) 526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

公共交通再編（案）及び時間外受付の見直し説明会の結果報告

1 説明会参加数

No.	場所	開催日	人数	男	女
1	大東会館	1月21日(火)	11	9	2
2	井ノ口会館		7	7	0
3	島倉会館	1月22日(水)	11	9	2
4	岡田会館		18	14	4
5	岡木会館	1月23日(木)	11	8	3
6	下広田会館		8	7	1
7	神田会館	1月28日(火)	4	4	0
8	末野地区会館		24	14	10
9	鴨井会館	1月29日(水)	12	11	1
10	野会館		5	2	3
11	川浦会館	1月30日(木)	5	4	1
12	窪会館		9	8	1
13	全体会	2月 1日(土)	13	11	2
合 計			138	108	30

2 公共交通再編（案）についての主な意見・質問

【NPO 法人三和区振興会】

(1) 「みんなの足」の利用料金について

- ・振興会に市の補助金が交付されるが市の税金を使用するので、三和区外の人、三和区内の人と同じ料金にしてほしい。
- ・1か月分の利用予定表を出したら割引してほしい。

(2) 会員登録について

- ・「みんなの足」の登録は、振興会員であれば自動的に登録出来るようにしてほしい。

(3) 予約の方法について

- ・「みんなの足」の予約は、当日の1時間前の予約でも対応してほしい。
- ・病院へ行くのに往復の予約をして、帰りの時間が伸びたときは変更して利用できるようにしてほしい。
- ・予約は電話ではなく、「みんなの足」に乗ったときにもできるようにしてほしい。
- ・「みんなの足」の予約をメールできるようにしてほしい。

(4) みんなの足の運行について

- ・「みんなの足」の拠点をコミュニティプラザから番町にしてほしい。
- ・「みんなの足」の予約を当日もできるように車の台数を増やしてほしい。
- ・「みんなの足」を土・日曜、休日も運行してほしい。
- ・豪雪時にも「みんなの足」が路線バスに遅れないよう接続してほしい。
- ・「みんなの足」は三和区だけで中央病院へも行ってほしい。

- ・区内の一般のお宅への送迎もしてほしい。
- ・中江十文字、青野十文字へ行くときは、みんなの足と別便で直接送るようにしてほしい。
- ・「みんなの足」の拠点はコミュニティプラザとしているが、三和体育館も拠点にしてほしい。
- ・利用者が多く対応できない場合はどうするのか。
- ・振興会が主体となって運行することになるが、違法な運行にあたらぬのか。⇒交通空白地有償運送の許可を得るので、違法ではない。

【市・くびき野バス】

(1) バス路線の運行について

- ・青野十文字、中江十文字のバス停留所の待合場所をよくしてほしい。
- ・三和体育館でバスが待機しているときに乗車できるようにしてほしい。
- ・稲田でも富岡線に乗り継ぎができるような時刻にほしい。
- ・ノンステップバスを導入してほしい。
- ・現在大型のバスを利用しているが、小型化して経費削減できないのか。
- ・高田の商店街は寂れて買い物が出来ない。日頃の買い物でイオンに行く人は高田でなく、稲田からバスに乗り換える。乗り換えを便利にほしい。
- ・路線バスは朝から晩まで同じ路線を走らないで、朝と夕方は学校がある所を走る。日中は年寄りが買物や病院へ行くので、そちらのルートで運行してほしい。
- ・拠点となるコミュニティプラザのバス停待合所と駐輪場を大きくしてほしい。

3 時間外受付見直しについての主な質疑

(1) 届出・受付について

- ・見直し後は、土、日曜日でも火葬の認可証を交付してほしい。⇒交付する。
- ・見直し後にできないことを周知してほしい。⇒区だよりで周知する。
- ・コミュニティプラザの利用がない場合、受付の人はいないのか。⇒平日は午後 10 時までいる。

(2) 災害対応について

- ・三和区内で火災が発生しても、サイレンは鳴らさないのか。⇒鳴らさない。
- ・コミプラの受付に訓練してもらって、緊急放送を行うことを考えてほしい。⇒考えていない。
- ・現在当直者が防災無線を行っているが、いなくなると木田を経由すると少なからずタイムラグが発生すると思う。そこは、どのように考えているのか。
⇒若干ロスが出るが、速やかな対応を考えている。
- ・台風や洪水、地震などが発生したときの職員の集集体制はどうするのか。⇒現在も災害時の体制は整っている。

(3) 対応職員について

- ・危機管理の体制では、三和区出身の職員配置をしてもらうのが望ましい。
- ・夜間の緊急時には、職員は何分位で集まれるのか。⇒三和区在住者は 10 分以内で登庁する。近隣ではもう少し遅れる。高田、直江津方面は 20 分から 30 分位かかる。

身近な地域から はじめる はじまる
すこやかなまちづくり

.....

上越市地域協議会 委員手引き

.....

令和2年地域協議会委員改選版



上越市

.....

目 次

はじめに	1
1 地域自治区制度	2
(1) 地域自治区制度とは	2
(2) 地域自治区制度のポイント	3
(3) 地域自治区の事務所	3
2 地域協議会	4
(1) 地域協議会とは	4
(2) 地域協議会の役割など	4
(3) 地域協議会の委員	5
(4) 地域協議会委員選任の流れ	7
3 地域協議会の役割	8
(1) 自主的審議	8
(2) 地域活動支援事業	10
(3) 地域を元気にするために必要な提案事業	13
(4) 諮問・答申	14
4 地域協議会の活動（研修、先進地視察等）	16
各地域自治区の事務所一覧	17

※本手引きは、平成 27 年 12 月に初版を作成し、必要に応じて内容の見直し、修正を行ってき
ました。この度、地域自治区制度の目的や現在の地域協議会制度の運用を踏まえた内容の見
直しのほか、より市民の皆さんからご理解いただけるよう分かりやすい表現への見直しを行
いました。

上越市PRマスコット



はじめに

上越市では、平成 17 年の市町村合併を機に、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを実現するため、旧町村の範囲を単位とした地域自治区を設置しました。各
地域の声を集約し、その声を市民の皆さんの手によるまちづくり活動につなげていく
仕組みを整えました。

また、平成 20 年には上越市自治基本条例を制定し、この仕組みを普遍的な制度と
して位置付け、平成 21 年に合併前の上越市にも地域自治区を設置することで市内全
域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えました。

本手引きは、市民の皆さんや各地域自治区に設ける地域協議会の委員の皆さんから、
地域自治区制度や地域協議会の役割をご理解いただくとともに、委員としてご活躍い
ただくために作成しました。あわせて、地域活動に取り組まれている団体や地域活動
に関心のある皆さんからもご一読いただき、地域協議会へのご理解や地域協議会との
連携や協力の関係を築いていただくためにお役立ていただければ幸いです。



図 1 : 市内に設置している地域自治区

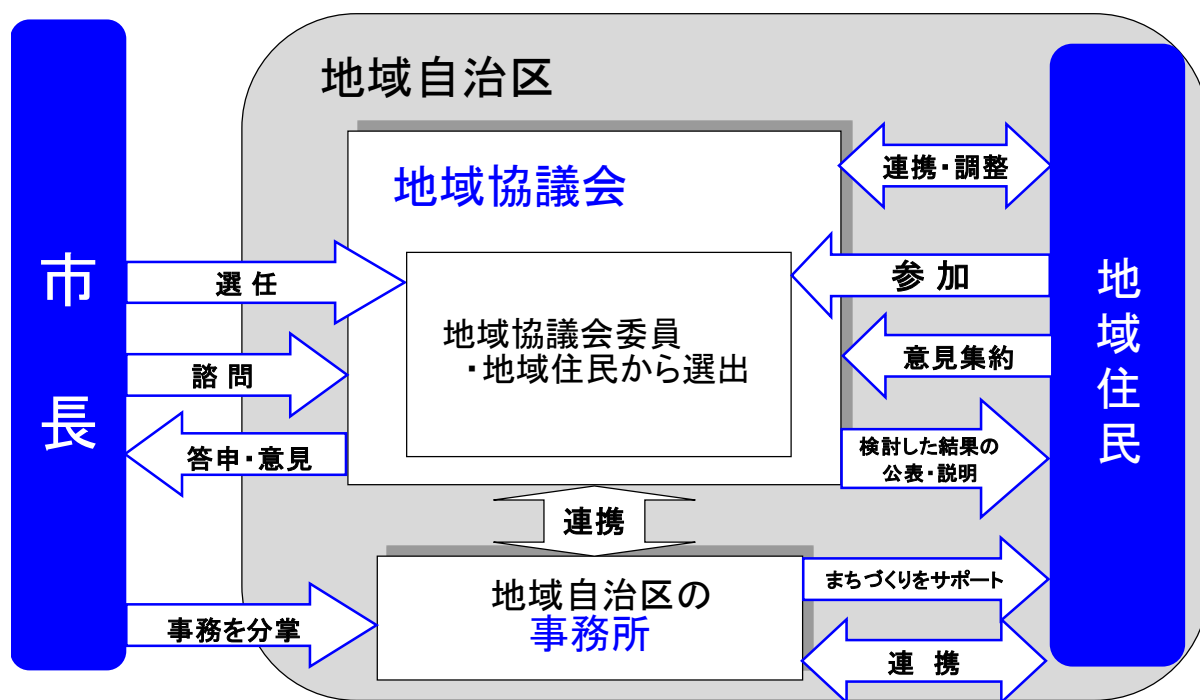
1 地域自治区制度

(1) 地域自治区制度とは

～自主自立のまちを実現していくための仕組み～

地域自治区制度は、「自主自立のまち¹⁾」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や住民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。また、地域自治区には、地域の課題や地域の活性化などについて、より良い解決策を導き出すために話し合い、話し合いの結果をもとに、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えること等を行う地域協議会と、地域協議会の事務や地域でのまちづくり活動を支援していく事務所を設けることとしています。

図2：地域自治区のイメージ



1 受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿のこと。人、地域経済、行政がそれぞれ自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

(2) 地域自治区制度のポイント

市の全域に28の「区域」を設置

より多くの市民の皆さんから今よりも更に「身近な地域」に関心を高めていただくための仕組みとして、市の全域に地域自治区を設置しました。

各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題などについて、住民の皆さん自らがその解決方法や解決に向けた取組方法等を話し合い、話し合いの結果に応じて、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えていく機関です。

各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

身近な地域に関する**情報を共有**しやすくなるように

身近な地域に**関心を高め、愛着**を持てるように

様々な立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

地域で活躍している**多様な担い手**が**連携**しやすくなるように

身近な地域を軸に**多様な観点からまちづくり**を進められるように

市民ニーズや**地域の実情**に合った市政を進められるように

(3) 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置しています。また、平成21年に設置した15の地域自治区では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置しています。

総合事務所

○総合事務所の業務内容

総合事務所では、地域協議会に関する事務のほか、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの交付、要介護認定の申請受付など、担当する区内の行政サービスに関する事務も行っていきます。

○総合事務所を置く施設

旧町村の役場であった施設を活用し、区内の皆さんの地域活動に利用していただける「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くなどの取り組みを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整えています。

まちづくりセンター

○まちづくりセンターの業務内容

まちづくりセンターは、それぞれ4～6の区を担当し、職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や地域コミュニティ活動への支援を行っています。

○地域協議会の開催場所

各区の地域協議会の会議は、それぞれの区の中にある公共施設で開催しています。

2 地域協議会

(1) 地域協議会とは

各区に設置する地域協議会は、“自主自立のまちづくり”を推進するため、様々な立場の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

(2) 地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うほか、市長から意見を求められた案件(諮問)について話し合います。

○なぜ市長は地域協議会に意見を聴くの？

例えば、市が集会施設の設置等を行う場合に、その区内の住民の生活に及ぼす影響²について、あらかじめその区の地域協議会の意見を聴き、その後の政策判断に参考とするために行うものです。

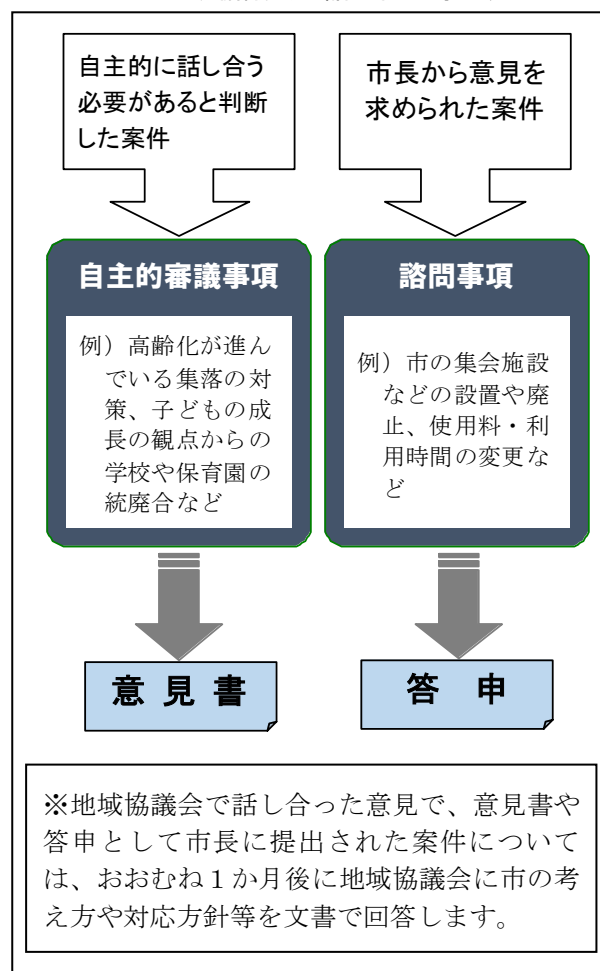
○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関(市長等の附属機関)であり、市長はその意見を尊重することを基本としています。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区で回覧・配布する「地域協議会だより」でお知らせするとともに、市のホームページにて会議録や「地域協議会だより」を掲載・公表しています。

図3：地域協議会の話し合い等の流れ



2 その区内の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障を来すようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。



会議はいつやっているの？

地域協議会ごとに委員同士で相談して決めていて、月に 1 回ぐらいの地域協議会が多いかな。開催する時間についても昼間や夕方など、地域の実情にあわせて決めているよ。



地域協議会の会議の様子



(3) 地域協議会の委員

○委員の定数は？

令和 2 年 4 月 29 日から任期となる委員は 382 人で、地域協議会ごとの定数は 6 ページの表 1 のとおりです。委員改選の都度、地域自治区の人口に応じて定数を見直しています。

○どんな人が委員になれるの？

地域協議会の委員になれる人（委員資格者）は、議員、常勤の公務員などを除きその区の中に住所がある 25 歳以上の人（市議会議員の候補者となることができる人³⁾）です。

○委員の報酬や研修は？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬⁴⁾としています。なお、交通費相当額として、会議 1 回につき 1,200 円をお支払いします。

委員の研修は、全委員を対象にした研修会のほか、各地域協議会が自主的に現地視察や勉強会などを行っています。

○委員の任期や職の位置付けは？

任期は 4 年で、再任は妨げません。また、職の位置付けは、上越市の非常勤特別職となります。

3 市議会議員の候補者となるには、公務員の立候補制限がありますが、地域協議会委員は公務員でも臨時又は非常勤の職員であれば一部を除き委員になることができます。

4 平成 15 年 11 月の第 27 次地方制度調査会の答申において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。」とされたことを踏まえ、地方自治法第 202 条の 5 第 5 項に、「地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」と規定されています。また、国会においても、「原則として無報酬とするよう周知すること。」との附帯決議がなされたことを踏まえ、上越市では、地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考え方にに基づき、委員には報酬をお支払いしていません。

○委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありませんが、次のような姿勢で活動してほしいと考えています。

◆ 地域のことを考え、地域のために頑張る

地域全体の人が幸せになるためには、どういう結論を出したらよいか考え、地域で活動していこうとする姿勢

◆ 建設的にものごとを考える

相手の言っていることをよく聴き、その背景や理由に想いを寄せながら建設的に話が進むように発言しようとする姿勢

◆ 住民目線でものを考える

専門的知識を持たなくても、地域住民の目線でものを考えようとする姿勢

表 1：各地域協議会の委員定数（令和 2 年 4 月 29 日から 4 年間の委員定数）

地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数
高田区	20 人	有田区	18 人	大潟区	14 人
新道区	14 人	八千浦区	12 人	頸城区	14 人
金谷区	16 人	保倉区	12 人	吉川区	12 人
春日区	20 人	北諏訪区	12 人	中郷区	12 人
諏訪区	12 人	谷浜・桑取区	12 人	板倉区	14 人
津有区	12 人	安塚区	12 人	清里区	12 人
三郷区	12 人	浦川原区	12 人	三和区	14 人
和田区	14 人	大島区	12 人	名立区	12 人
高土区	12 人	牧区	12 人	合計	382 人
直江津区	18 人	柿崎区	14 人		



地域協議会委員にはどんな人がなれるのかな？

地域を良くしたいと思う人ならだれでもなれるよ。
詳しくは 5 ページを見てね。



(4) 地域協議会委員選任の流れ

○委員を選ぶ手続きは？

委員を選ぶ際には、最初に公募します。応募者数が定数を超えた時は、公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します。

一方、定数よりも、応募者数が少なかった場合は、まずは応募者から委員を選任し、定数に達するまで、市長が年代や性別、応募者との地域的なバランスなど委員の構成に配慮して委員資格者の中から選任します。

図4：地域協議会委員選任の流れ

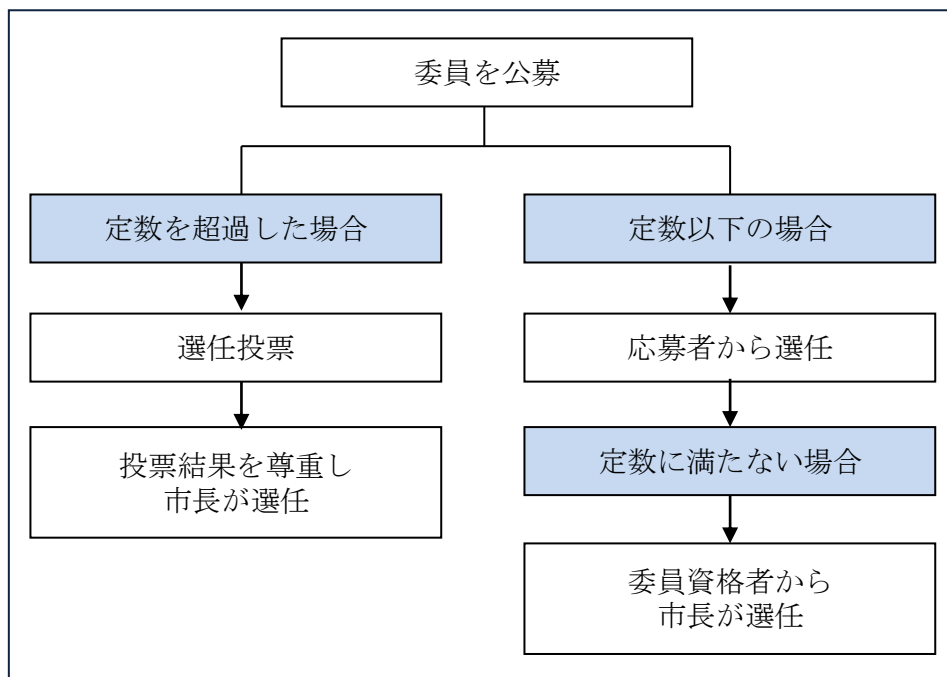


表2：これまでの公募の状況

公募時期	応募者/委員定数	充足率
平成17年1月(13区)	189人/192人	98.4%
平成20年3月(13区)	145人/192人	75.5%
平成21年9月(15区)	128人/224人	57.1%
平成24年3月(28区)	305人/416人	73.3%
平成28年3月(28区)	319人/390人	81.8%

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2 ページ参照）があります。

また、区内にある集会施設を始めとした公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割もあわせて持っています。

その役割を果たすため、主に「自主的審議」「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」「諮問・答申」を活用していくこととなります。

（1）自主的審議

○自主的審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。自主的審議事項として話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

なお、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。



これまで自主的審議でどんな意見が出されたのかな？

小学校や保育園の統合を進めてほしいという意見書もあったよ。

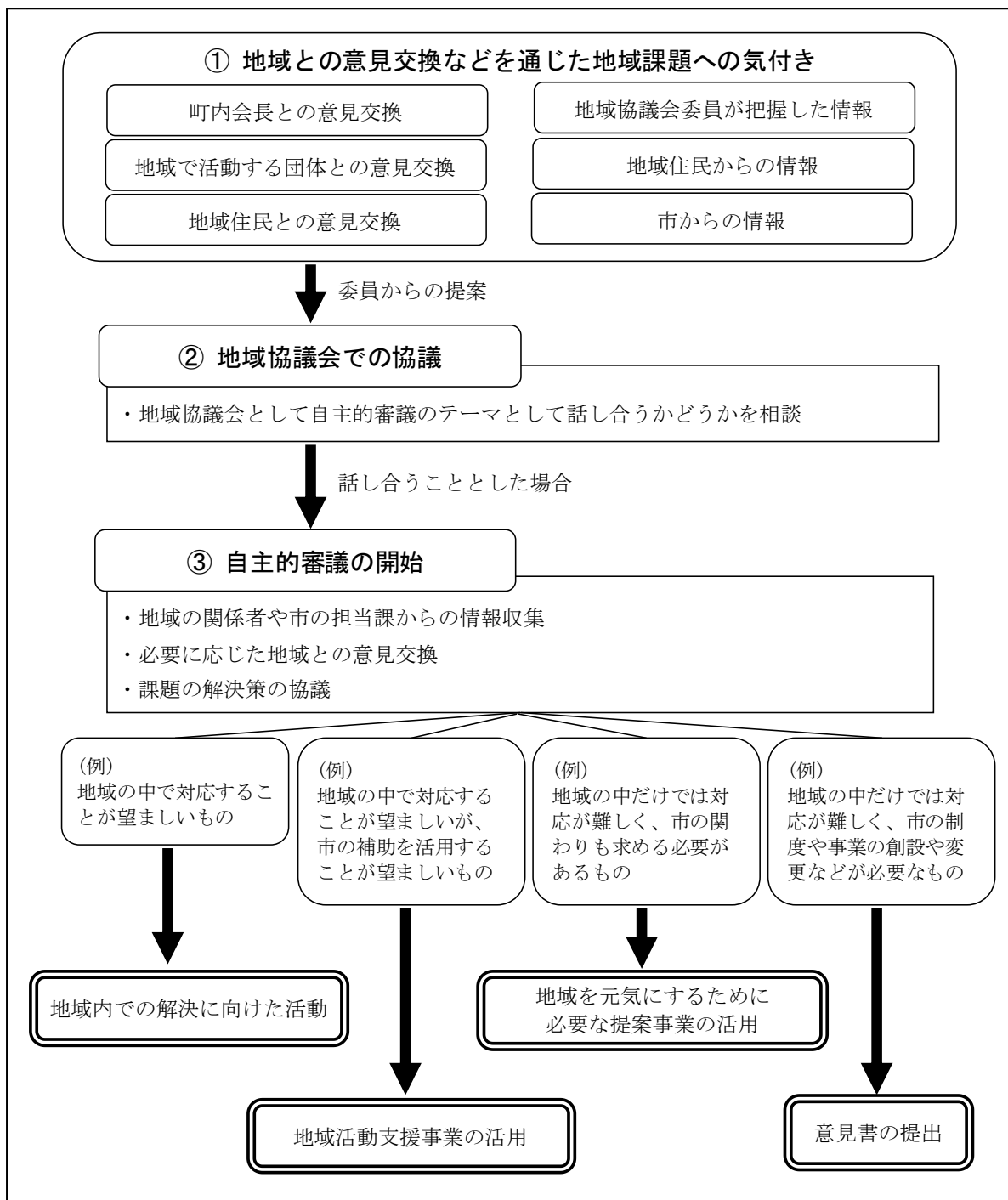


雪をいかした地域づくりや地区外からの移住促進に向けた話し合いなどがあったよ。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ



(2) 地域活動支援事業

○地域活動支援事業とは

地域活動支援事業は、地域の課題解決や活力向上に向け、住民の自発的・主体的な活動を推進するために、各地域自治区にあらかじめ配分された予算の範囲内⁵で、事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。

対象となる団体は、5人以上で構成し、市内で活動する法人⁶又は団体で、「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象⁷となります。

多くの市民の皆さんが、この制度を活用することにより、自らの発意を行動に移していくことで、「市民主体のまちづくり」がさらに進展することが期待されています。

○どんな事業が実施されてきたの？

これまで規模の大小を問わずさまざまな事業が行われ、市民の皆さんが地域で活動するきっかけとなっているほか、地域の伝統的な行事の継続的な実施・開催に貢献してきました。



文化の保存及び発信



高齢者の外出の機会の提供



将来の地域防災の担い手育成



新たな郷土芸能を制作し、普及活動を実施

5 平成26年度からは、総額1億8千万円を均等割7、人口割3の割合で配分しています。

6 政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除きます。

7 政治・宗教活動を目的とする事業、公序良俗に反する事業など、一部の事業は対象外となります。



地域住民と中学生の環境整備活動



地域住民を対象とした文化祭の開催



移住促進拠点での地域の魅力体験



芸術に触れ体験できるイベントを開催

○地域活動支援事業における地域協議会の役割

地域協議会は、全市的に共通する基本的な事項を除き、各地域協議会で事業採択の考え方や審査方法を決定し、提案された事業の審査を行います。

■採択方針

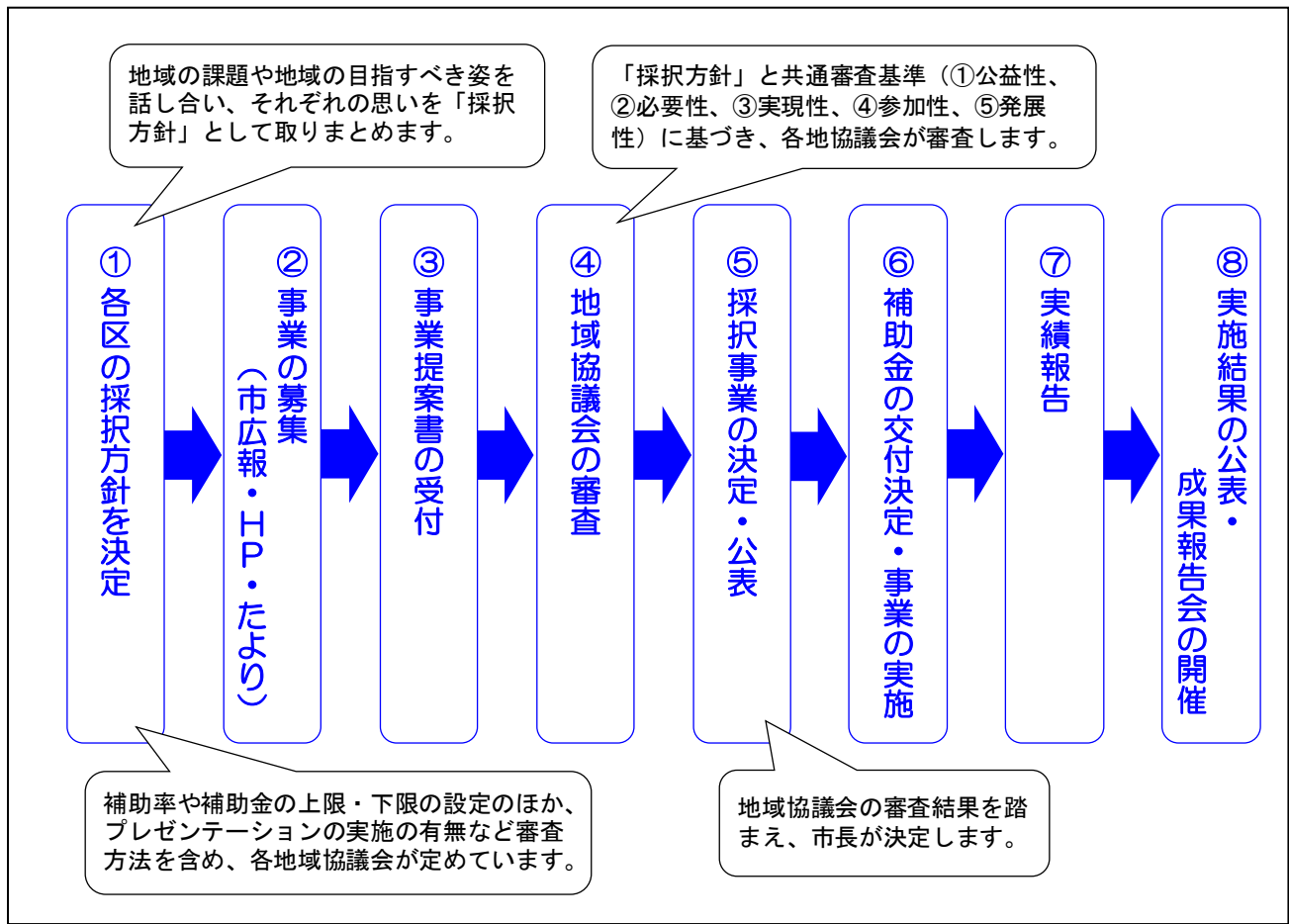
地域協議会は、事業の募集に先立ち、地域の課題に応じて、どのような解決策（事業）を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で問題となっていることなどを話し合い採択方針としてまとめます。採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や、補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定し、公表します。

■提案事業の審査

地域協議会は、提案された事業について、採択方針に基づき審査します。審査に当たっては、書類審査だけではなく、提案者のヒアリングやプレゼンテーションを導入している場合もあるなど、各地域協議会で様々な工夫をしています。

市は、地域協議会の審査結果を踏まえ採択事業を決定します。

図6：地域活動支援事業の流れ



(3) 地域を元気にするために必要な提案事業

○地域を元気にするために必要な提案事業とは

地域自治区制度の本来の力を発揮するためには、地域協議会による自主的審議の取組をさらに進めていくことが重要です。そのためには、地域協議会が地域の住民の皆さんや活動団体等と積極的に意見交換を行い、地域の課題を主体的に把握し、情報共有を図っていくことが大切です。

「地域を元気にするために必要な提案事業」は、これら意見交換と情報共有を通じて把握した課題の解決に向けて、地域の主体的な取組を実現するため、市に必要な対応を求めることができる制度です。

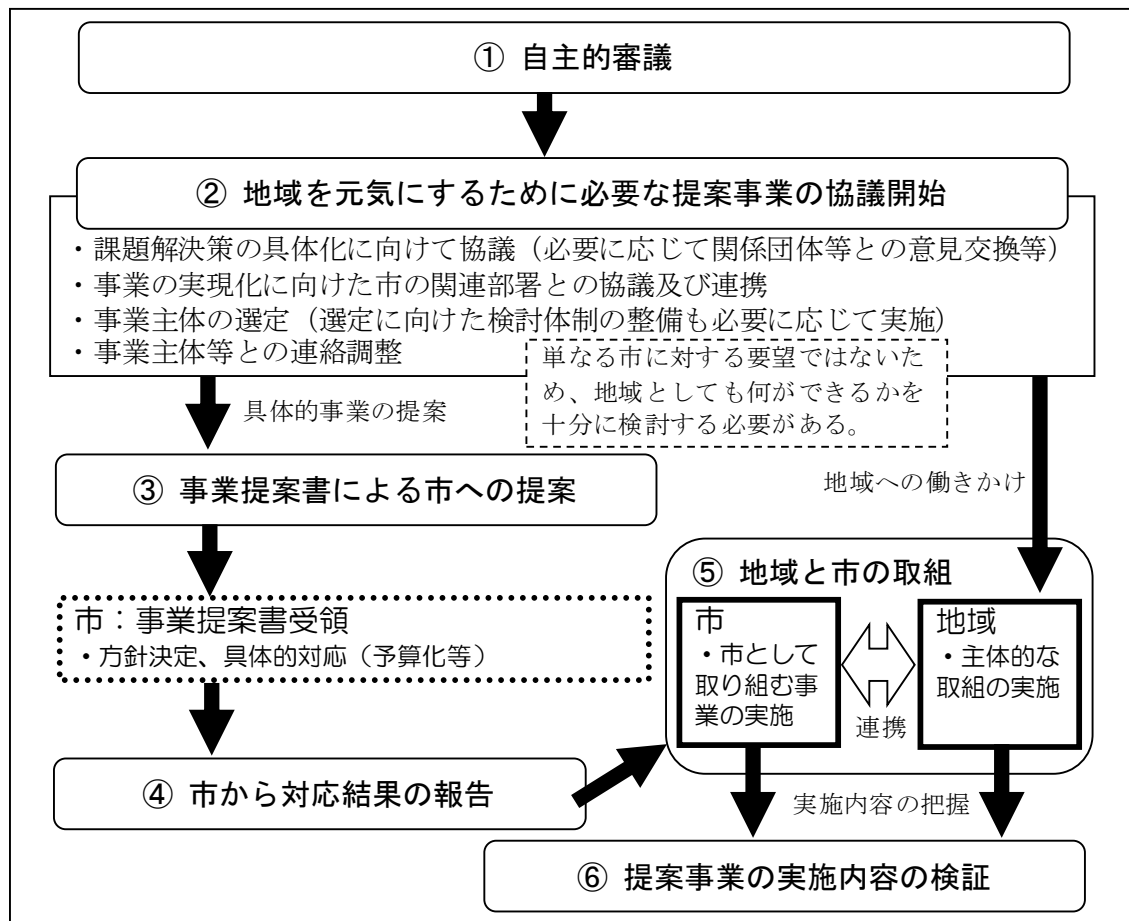
市も、その検討の過程に関わりながら、解決策の実現性を高めていきます。

◎ポイント

「意見書」の提出とは、次の点が異なります。

- ・地域住民や各種団体等の皆さんとの意見交換を通じて把握した課題への対応であること。
- ・地域の皆さんが主体的に取り組む事業であること。
- ・市が検討の段階から、事業や取組の実現に向けて協議に加わること。

図7：地域を元気にするために必要な提案事業の流れ



(4) 諮問・答申

○諮問・答申とは

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

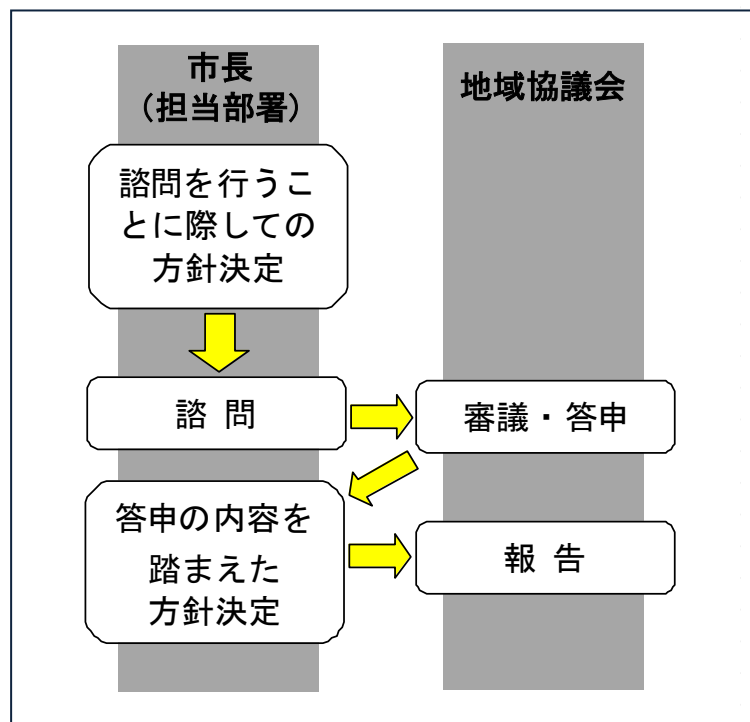
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、地域協議会に市長が諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。なお、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すこととなります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図8：諮問・答申の流れ



○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

なお、運用上、次の事項については、諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定
- ・公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止、指定管理者の更新
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更

○諮問・答申のポイント

■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することはありません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

4 地域協議会の活動（研修、先進地視察等）

○地域の団体等との意見交換

町内会、住民組織、まちづくり団体など、地域で活動する団体と地域協議会が、地域の課題やその解決策などについて意見交換を行う取組が各区で行われています。住民の皆さん同士が地域の課題を共有することを通じて、よりよいまちづくりにつながることが期待されます。



地域の皆さんとの意見交換



中学生との意見交換

○先進地視察

県内外先進地域の視察や自主的審議事項に係る区内の視察等、各地域協議会の状況に応じて実施しています。



○アドバイザーを招いた研修会

地域が元気になるための仕組みづくりや、地域の課題の掘り起こし方法などのノウハウについて、有識者を招きアドバイスを受けることができます。



地域協議会の活動の様子

より充実した話し合いを行うため、通常の会議のほか、それぞれの地域協議会で創意工夫しながら様々な取組を行っています。

取組の事例

- 話し合う内容について理解を深めていくための勉強会
- 地域の皆さんの声をお聴きするための聴き取り調査や地域に出向いての会議開催
- 全 28 区の地域協議会会長が一堂に会して情報・意見交換を行う会長会議
- 共通の課題を持っている区の委員同士での交流会



近隣の地域協議会委員が集まる合同研修会



各区での運営上の工夫や課題について意見交換をする会長会議

＜各地域自治区の事務所一覧＞

お住まいの区域	事務所名称	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (福祉交流プラザ内)	上越市寺町 2-20-1 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター (市民プラザ内)	上越市土橋 1914-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	上越市中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121



令和2年2月発行

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線 1584)

FAX (025) 526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

地域協議会に関する意識調査

上越市自治・市民環境部自治・地域振興課

○ アンケートへのご協力をお願い

日頃より、地域協議会活動にご尽力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

平成 17 年 1 月の市町村合併に併せて創設した地域協議会制度は、本年で 16 年目を迎えました。市ではこの間、公募公選制や自主的審議事項など、住民の皆さんや地域協議会の主体性の発揮を前提とした仕組み等を導入し、委員の皆様から熱心に活動していただいたことも相まって、これらの仕組みは一定の役割を果たしてきました。

こうした中、本制度を取り巻く環境に目を転じますと、少子高齢化が急速に進行し、市民の生活様式や価値観が多様化する一方で、安定的で持続的な行財政の基盤を整える行政改革の取り組みが急務となっています。また、地域社会においても、地域の行事や防犯活動など様々な分野で、それぞれの活動に関わる人材の不足が問題となるなど、地域の皆さんが抱える課題が多く存在しており、これらをひとつひとつ解消していくことが求められています。

このため、市では地域協議会委員の皆さんとともに、地域協議会が地域にとって更に貢献していくことができるよう、現状を振り返りながら、今後のあり方を検討したいと考えています。

つきましては、このたび全ての地域協議会委員を対象にアンケート調査を企画いたしましたので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、委員各位の率直なご意見、お考えをお寄せくださるよう、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

※ 本アンケートでは、委員の皆様が率直なお考えを記載できるよう各設問に自由記述欄を設けております。

また、ご回答の内容を地域別、年齢区分別など、さまざまな角度から傾向を分析すること、併せて具体的なご提案等があった時に個別に詳細をお伺いする場合がありますことから、記名式で実施しております。

ご記入いただいた内容は、回答者のお名前を明らかにして外部へ提供されることはありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 不明な点がありましたら、総合事務所・まちづくりセンターのほか、次の担当までお願いいたします。

[連絡先] 自治・地域振興課 風間、橘（電話番号 025-526-5111 内線 1584、1429）

○ ご回答は、総合事務所・まちづくりセンターから委員の皆様をお願いする日までに ご提出をお願いします。

月 日 () まで

お名前と地域協議会名について

○ ご回答いただく方のお名前と地域協議会名をお願いします。

お名前	
地域協議会名	三 和 区地域協議会

アンケート項目一覧表

《 設 問 》	《 頁 》
1 地域協議会委員としての活動を振り返って	
(1) 活動に参加して良かったこと、悪かったこと	3
(2)① 活動に参加する上で、支障となったこと	3
② 支障となったことの解消・工夫方法	3
2 地域課題の把握方法について	
(1) 個人として地域課題を把握するために取り組んでいること	4
(2) 地域協議会として地域課題の把握に対する評価	4
(3) 地域の団体との定期的な意見交換の機会の可否	5
3 議論の進め方等について	
(1) 意見書提出までの過程で苦労した点、工夫した点	6
(2) 自主的審議の進め方	6
(3) 地域を元気にするために必要な事業(元気事業)の認知度	8
(4) 自主的審議事項における参考人(オブザーバー)招致の可否	9
4 議論の結果の地域への貢献について	
(1) 地域の団体との連携を通じて課題の解消に向けて取り組むこと	1 0
(2) 地域協議会が地域の団体との連携等に必要なこと	1 0
(3) 地域協議会での議論の結果の地域への貢献度	1 1
(4) 地域活動支援事業で採択した事業の地域への更なる貢献	1 1
(5) 地域活動支援事業に地域協議会提案事業枠を設置することの可否	1 2
5 地域協議会委員の人材確保について	
(1) 地域協議会としての地域への活動周知	1 3
(2) 委員に必要な資質	1 3
(3)① 公募公選で良かった点	1 4
② 公募公選で悪かった点、困った点	1 4
(4) 委員の任期	1 5
(5) 委員の定数	1 6

ご回答の際の注意点

- ① 各委員の回答の条件を合わせるため、複数の任期をお務めの委員の方も、回答の対象とする期間を現任期の開始後（平成28年4月～）とします。
- ② 本アンケートは、令和元年12月末時点で作成しています。
- ③ 回答では、選択肢（ア、イ等）にマル印を付けるものと、自由に記述するものがあります。また、「その他」に該当する場合は、具体的にその内容を（ ）にご記入ください。
※回答にマル印を付ける設問では、印を付ける数を「ひとつだけ」か「複数か」を表示しています。

～ 以降、設問となります ～

Q1 地域協議会委員としての活動を振り返って

- (1) あなたが地域協議会の活動に参加し、あなた自身のことで良かったこと、悪かったことをご記入ください。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

《良かったこと》

・

《悪かったこと》

・

- (2) ① あなたが地域協議会の活動に参加する上で、これまで支障となったことをご記入ください。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

・

- ② その支障となったことをどのように解消・工夫して委員の活動に取り組んできましたか。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

・

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会委員としての活動を振り返って市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q2にお進みください。

Q2 地域課題の把握方法について

- (1) あなた自身が、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握するために、何か取り組んでいることはありますか。(○はひとつ)

ア 取り組んでいることはある →設問(a)へ

イ 取り組んでいることはない

- (a) 回答で「(ア) 取り組んでいることはある」とお答えいただいた方は、どのような取り組みをしているか教えてください。(箇条書きで結構です。取り組みの内容や頻度(又はタイミング)、把握する対象者などを記入してください。)

(記入欄)

・

- (2) あなたが属する地域協議会について、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握する機能を果たせていたと感じますか。(○はひとつ)

ア 地域課題を把握し、議論に反映することができていた

イ 地域課題を把握したが、議論に反映することはあまりできなかった

→設問(a)へ

ウ 地域課題を把握することがあまりできなかった →設問(b)へ

エ よく分からない

- (a) 回答で「(イ) 地域課題を把握したが、議論に反映することはあまりできなかった」とお答えいただいた方は、議論に反映するためにどのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (b) 回答で「(ウ) 地域課題を把握することがあまりできなかった」とお答えいただいた方は、地域課題を把握するためにどのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

- (3) あなたが属する地域協議会について、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握するために、地域の団体*と定期的に話し合う機会を設けることについて、どのようにお考えですか。(〇はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的)な団体など

ア 定期的に設けた方がよい

イ 地域協議会で自主的審議事項のテーマを検討するためなど、地域協議会が必要とするタイミングで行うことがよい

ウ 話し合う機会を設ける必要はない

エ その他

(具体的にご記入ください)

)

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

- ◇ これまでの設問のほか、地域課題の把握方法について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q3にお進みください。

Q3 議論の進め方等について

※本問では、回答する方の指定があります。

設問(1)は、これまで、意見書のとりまとめを行った地域協議会の委員を対象に伺います。
(対象)高田区、金谷区、浦川原区、柿崎区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区及び三和区(9の地域協議会) ※頸城区は「地域を元気にするために必要な提案事業」の実績あり

- (1) あなたが意見書の検討・とりまとめに向けた過程で苦勞した点や工夫した点がありましたか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

設問(2)は、これまで、意見書のとりまとめには至っていない地域協議会の委員を対象に伺います。

(対象)新道区、春日区、諏訪区、津有区、三郷区、和田区、高士区、直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、安塚区、大島区、牧区、大潟区、清里区及び名立区(19の地域協議会)

- (2) あなたが属する地域協議会について、自主的審議はどのように進められているとお考えですか。(○はひとつ)

ア 地域の中で解決に向けて取り組むことを目指して議論が進められている

→設問(a)へ

イ 意見書のとりまとめに向けて議論が進められている

ウ 結論をまとめるための議論が進められているとは言えない

→設問(b)へ

エ よく分からない

- (a) 回答で「(ア) 地域の中で解決に向けて取り組むことを目指して議論が進められている」とお答えいただいた方は、どのような取り組みをお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

(b) 回答で「(ウ) 結論をまとめるための議論が進められているとは言えない」とお答えいただいた方は、自主的審議が地域協議会としての結論を出すことに向かって進んでいないことについて、どのようにお考えですか。(〇はひとつ)

ア 肯定的に考えている

イ 肯定的には考えていない

ウ その他

(具体的にご記入ください)

)

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

設問(3)は、これまで、地域を元気にするために必要な事業（元気事業）の事業提案の無かった頸城区以外の地域協議会の委員を対象に伺います。

(3) あなたは、元気事業について、どの程度ご存知ですか。(○はひとつ)

ア	地域協議会委員の手引き（P10）に掲載の内容程度は知っている	→設問(a)へ
イ	名前は聞いた（見た）ことがあるが、内容はよく知らない	→設問(b)へ
ウ	このアンケートで聞かれるまで存在を認識していなかった	→設問(b)へ
エ	その他	
(具体的にご記入ください))

(a) 回答で「(ア) 手引きに掲載の内容程度は知っている」とお答えいただいた方は、あなたが所属する地域協議会で自主的審議に取り組む中で、元気事業の活用が進まなかった理由をどのようにお考えですか。
また、元気事業の活用を進めていくためには、どのようにしたらよいですか。
(理由の○はいくつでも。活用に向けたお考えは、箇条書きで結構です)

ア	取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった
イ	議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった
ウ	元気事業を進めた場合に連携や調整等の相手先となる地域の団体等の存在がよく分からなかった
エ	元気事業を進めた場合に連携や調整等の相手先となる地域の団体等から協力を得られないと思った
オ	元気事業の活用に向けて、地域協議会で議論を主導する委員がいなかった
カ	その他
(具体的にご記入ください)	
(元気事業の活用に向けた記入欄)	
.	

(b) 回答で「(イ) 内容はよく知らない、(ウ) 存在を認識していなかった」とお答えいただいた方は、元気事業への内容理解や元気事業の活用に向けて、どのような工夫が考えられますか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)
.

設問(4)は、全ての地域協議会の委員を対象に伺います。

- (4) 地域協議会で自主的審議事項に取り上げようと議論している時や、既に議論が進行中の時に、地域協議会がその議論に必要な範囲において、住民や団体の皆さん等を参考人（オブザーバー）として議論に加える仕組みの導入について、どのようにお考えですか。（○はひとつ）

- ア 加える仕組みを検討した方がよい →設問(a)へ
イ 加える仕組みを検討する必要はない

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (a) 回答で「(ア) 仕組みを検討した方がよい」とお答えいただいた方は、検討に当たり留意すべき点や提案（アイディア）があればご記入ください。（箇条書きで結構です。）

(記入欄)

・

- ◇ これまでの設問のほか、議論の進め方等について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q4にお進みください。

Q4 議論の結果の地域への貢献について

- (1) あなたが属する地域協議会について、自主的審議での議論の過程や結果において、「地域の団体*との連携や調整などを通じて課題の解消に向けて取り組む」ことは念頭に置かれていますか。(○はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的な)団体など

ア 念頭に置いて進めている(進めた) →設問(a)へ

イ 念頭に置いて進めていない(進めることはなかった) →設問(b)へ

- (a) 回答で「(ア) 念頭に置いて進めている(進めた)」とお答えいただいた方は、どのような連携を考えていましたか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (b) 回答で「(イ) 念頭に置いて進めていない(進めることはなかった)」とお答えいただいた方は、その理由はどのようなものですか。(○はいくつでも)

ア 連携による解決策の取りまとめを想定していなかった

イ 連携等の検討について、地域協議会で議論を主導する委員がいなかった

ウ 連携等の相手先となる地域内の団体等の存在がよく分からなかった

エ 連携等の相手先となる地域内の団体等から協力を得られないと思った

オ その他

(具体的にご記入ください)

)

- (2) 今後、地域協議会で地域の団体等との連携や調整などを通じて課題の解消に向けて取り組むために、どのようなことが必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (3) あなたが属する地域協議会について、議論の結果がどの程度地域に貢献できたとお考えですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 議論の結果は 地域への貢献ができた | } 設問(a)へ |
| イ 議論の結果は、地域への貢献が一定程度できた | |
| ウ 議論の結果は、地域への貢献があまりできなかった | |
| エ 議論の結果は、地域への貢献ができなかった | |
| オ よく分からない | |

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (a) 回答で「(ウ) 貢献があまりできなかった、(エ) できなかった」とお答えいただいた方は、地域協議会の議論を更に地域で役立てるために、どのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (4) 地域協議会における地域活動支援事業の審査については、地域の目指すべき姿や地域で抱える課題などを踏まえた採択方針に基づき、取り組んでいただいているところです。採択した事業がより一層地域に貢献するために、どのような工夫が考えられますか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

(5) 地域活動支援事業は、現在、区の配分額の全額を対象に、提案事業を公募しています。今後、地域協議会の議論の結果がより一層、地域課題の解消や地域の活性化につながるものとする観点から、例えば、地域協議会で話し合った地域課題の解決策を実現するため、地域協議会が直接地域の団体等[※]と協議・調整を行い、公募によらず区の配分額の一部を活用して事業を実施する仕組みを求める声もあります。

あなたは、このことについてどのようにお考えですか。(○はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的な)団体など

- | |
|---------------------------|
| ア 仕組みの導入に向けて考えてよい →設問(a)へ |
| イ 仕組みの導入に向けて考える必要はない |
| ウ よく分からない |

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

(a) 回答で「(ア) 考えてよい」とお答えいただいた方は、検討に当たり留意すべき点や提案(アイデア)があればご記入ください。(箇条書きで結構です。)

(記入欄)

・

◇ これまでの設問のほか、議論の結果の地域への貢献について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q5にお進みください。

Q5 地域協議会委員の人材確保について

- (1) あなたが属する地域協議会について、できるだけ多くの方から地域協議会委員に応募が行われるよう、地域協議会として、活動を住民や地域の団体の皆さんに知っていただく観点から、どのようにお考えですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 住民等に知っていただくことができた | } 設問(a)へ |
| イ 住民等に知っていただくことが一定程度できた | |
| ウ 住民等に知っていただくことがあまりできなかった | } 設問(b)へ |
| エ 住民等に知っていただくことができなかった | |
| オ よく分からない | |

- (a) 回答で「ア) 知っていただくことができた、イ) 一定程度できた」とお答えいただいた方は、どのような取り組みが活動を知っていただくことにつながったとお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (b) 回答で「ウ) 知っていただくことがあまりできなかった、エ) できなかった」とお答えいただいた方は、知っていただくためにはどのような取り組みが必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (2) あなたの地域協議会委員としての経験から、これからの委員にどのような資質(知識や経験、姿勢など)が必要と考えますか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

(3) 地域協議会委員を公募公選制で選ぶことについて、良い点や悪い点・困った点があればご記入ください。(箇条書きで結構です)

① 公募公選で「良かった点」について

(記入欄) ・

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄) ・

② 公募公選で「悪かった点・困った点」について

(記入欄) ・

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄) ・

- (4) あなたは委員の任期（4年間）について、地域協議会委員としての経験を踏まえ、どのようにお考えですか。（○はひとつ）

※ なお、法令により任期は4年以内と定められています。

ア 同じで良い

イ よりも短くした方がよい →設問(a)へ

ウ よく分からない

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (a) 回答で「(イ) よりも短くした方がよい」とお答えいただいた方にお聞きします。委員の任期は何年程度が適当とお考えですか。(数値をご記入ください。また、理由は箇条書きで結構です)

委員任期は_____年程度がよい。

(年数の理由の記入欄)

・

- (5) あなたが属する地域協議会委員の定数（人数）について、委員の出席率を高め、会議での議論を充実する観点からどのようにお考えですか。（○はひとつ）

- | | |
|-----------------|---------|
| ア 今よりも多くした方がよい | →設問(a)へ |
| イ 同じで良い | |
| ウ 今よりも少なくした方がよい | →設問(a)へ |
| エ よく分からない | |

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (a) 回答で「(ア) 多く、(ウ) 少なくした方がよい」とお答えいただいた方にお聞きします。委員の定数（人数）は何人程度が適当とお考えですか。（数値をご記入ください。また、理由は箇条書きで結構です）

委員定数は_____人程度がよい。

(人数の理由の記入欄)

・

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会委員の人材確保について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

その他

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会の制度や運営等に当たり市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

地域協議会を所管する総合事務所・まちづくりセンターにご提出くださいますようお願いいたします。